

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」
中間とりまとめ(案)に対する意見募集結果

2020年8月28日

発信者情報開示の在り方に関する研究会

「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020 年7月 16 日(木)～2020 年8月 14 日(金)

○ 意見提出数:94 件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	おおいた市民オンブズマン	1 1	漫画海賊版サイト対策会議弁護団
2	LINE 株式会社	1 2	株式会社日本国際映画著作権協会
3	株式会社ジュピターテレコム	1 3	株式会社東洋経済新報社
4	ソフトバンク株式会社	1 4	一般社団法人 日本レコード協会
5	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 5	一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構
6	情報セキュリティ大学院大学 湯淺研究室 有志一同	1 6	KDDI株式会社
7	一般社団法人 テレコムサービス協会	1 7	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
8	プロ責法4条3項を考える会	1 8	株式会社プラチナムプロダクション
9	株式会社NTTドコモ	1 9	楽天株式会社
1 0	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	2 0	株式会社KADOKAWA

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
2 1	一般社団法人 Thinking Entertainments		
2 2	電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会 有志代表		
2 3	エンターテインメント表現の自由の会		
2 4	一般社団法人 インターネットユーザー協会		
2 5	ヤフー株式会社		
2 6	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会		
2 7	弁護士(11 件)		
2 8	個人(57 件)		

「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ(案)」 に対する意見及びこれに対する考え方(案)

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

＜第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について＞

1. 検討の背景等

意見 1－1 制度改正を検討する上での前提事実について正確な状況認識が必要	考え方 1－1
「発信者情報開示の場面で、問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多いため、多くの場合・・・」とする根拠、データを明らかにしていただきたいです。 確かに、「①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アクセスプロバイダへの開示請求を経て、発信者を特定した上で、③発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要になる」事例はありますが、①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アクセスプロバイダへの開示請求のいずれも任意の開示、弁護士会照会での開示を受け、③発信者に対する損害賠償請求も、任意の交渉で裁判外の和解で決着する例もあると考えられます。 必ず3段階の裁判手続が必要になるかのような記載は、制度の検討に誤解を招きかねません。必ず、またはほとんどの場合に「3段階の裁判手続」を経るかのような前提で制度の見直しを行うのではなく、適正なデータに基づいた正確な状況認識を共有した上で適切な対策を検討すべきであると考えます。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
事実関係を踏まえた議論をすることが重要であると考えます。特にコンテンツプロバイダにおける運用やシステム上の仕組み（ログイン時情報の関係等）について正確に把握することが必要だと考えますので、Twitter社などからヒアリングが必要ではないでしょうか。 【弁護士】	

2. 発信者情報開示の概要	
意見 2-1 発信者を特定できない場合がある。	考え方 2-1
発信者を特定できない場合としてさらに以下の場合がある。 ① コンテンツプロバイダの連絡先が判らない場合。とりわけ、ドメイン取得代行事業者は「Whois Protect Service」などと称して、ドメイン名登録者欄に自社のサービス名称を登録し、ドメイン名登録者の住所欄に自社の所在地を登録するなどして、当該ドメイン名の実質的な登録者の名称及び連絡先を隠匿する例が増えている。このようなサービスを利用して取得されたドメイン名を用いたウェブサイトにて開設されている電子掲示板等に権利侵害情報が投稿された場合、コンテンツプロバイダにIPアドレスの開示を求めること自体が困難となる。 ② コンテンツプロバイダから投稿者のログインIPの開示を受けた後、当該IPアドレスを保有しているアクセスプロバイダが、開示請求者の権利を侵害する特定電気通信が自社の設備を用いて公衆に送信されたことの証明がなされていないとして、発信者情報の開示を拒む場合がある。 【個人】 名誉毀損や誹謗中傷などの場合、比較的安易に侵害情報を発信しているケースも多く、また発信者が日本国内にいても多いと思われる。例えば放送番組を見た視聴者が、出演者を誹謗中傷する投稿をするような場合、身元を隠す方策を講じたアカウントを作成のうえ投稿するといった周到なことまではしていないことが多いように思われる。 これに対し、海賊版サイトの運営者は、当初から違法性のある情報を発信することを目的としているため、極めて周到に身元を隠し、匿名性の高いサーバ、サービス（いわゆる「防弾ホスティングサーバ」など。）を使用するケースが多い。これまで当職らにおいても、何度となくそういったサーバやサービスの事業者に対して発信者情報の開示請求を行ってきたが、事業者から実質的な返答がないことが多い上、そもそもそういったサーバやサービスを利用する際に、本人確認が不要である場合が多いため、仮に事業者からの返答があり、何らかの情報開示が受けられたとしても、発信者の特定にまでは至らないケースがほとんどである。 現在の発信者情報開示制度のもとでは、運営者を特定するに足る情報（氏名・住所等）を保有する事業者に行き当たるまで、発信者情報の開示請求を順次繰り返さざるを得ないが、その過程でこのような不誠実な事業者が1つでも介在してしまうと、そこで発信者情報開示手続の連鎖は途切れてしまい、発信者を特定することができなくなってしまう。すなわち発信者情報開示の連鎖の過程にいる全ての事業者に対して実効性を持つ制度とならなければ、運営者の特定に至ることはできず、発信者情報開示制度が抱える問題点は解決しない。 【漫画海賊版サイト対策会議弁護団】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
第2章に以下の趣旨を踏まえることが望ましい。	

同一マンションに全て同じ IP アドレスを割り当てている場合、ネットカフェやホテル・無料 Wi-Fi からのアクセスの場合、大規模サイトで接続先 ip アドレスを 1 つに特定できないケースなど、そもそもプロバイダ自身が発信者本人を特定出来ないケースについての現状の把握と政府としてプロバイダやその他事業者への支援の可能性について検討を行う

【エンターテインメント表現の自由の会】

3. 検討に当たっての基本的な考え方	
意見 3-1 被害者救済と、適法な情報発信を行っている者のプライバシー・通信の秘密・表現の自由の両者の法益を適切に確保することが重要	考え方 3-1
「発信者情報開示の在り方に関する研究会」で検討されている発信者情報開示は、申立者・発信者・コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダそれぞれがインターネット上で果たす役割を規定したプロバイダ責任制限法において、重要な項目であり、本制度の在り方については適宜社会情勢等も踏まえ、課題解決に向けた検討を行うことは非常に意義あるものと考えます。 他方、インターネットが我が国の自由な言論空間・生活基盤を形成して来ていることを踏まえると、インターネット上で生ずる権利侵害に対して何かしらの規制を検討するにあたっては、同時に、表現の委縮を招くことのないよう、表現の自由の確保を念頭に置いたうえでの検討が必要不可欠です。 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。
発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密への制約は、目的のための最小限度にとどめなければならないという前提が守られるよう、議論のすべての場面において、特に配慮をお願いします。 発信者情報開示において、様々な手続きが被害者に過重な負担となっている点については、その解消を図ることが重要であり、全く異論はありません。 一方、開示の要件そのものを下げることや、発信者の意見を反映する機会を縮小することは、インターネット上の表現全般への萎縮効果が強く懸念されるため、きわめて慎重に考えられるべきです。 口コミサイトの投稿などにおいて、一見して正当な論評と思えるような場合でも、ISP 事業者では発信者情報開示請求を受けることがあり、発信者にとっては発信者情報開示請求の手續に巻き込まれること自体が、表現の大きな萎縮につながります。 権利侵害の被害者に過重な負担が生じていることは解消しなければなりません、表現全般への萎縮が生じないよう、くれぐれも細心の注意を払っていただきたいと思います。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
この2点は、本取組において重要な観点であるため、十分に留意いただきながら検討を進めて頂きたいと思います。 【個人】	
被害者救済の実効性を確保しつつ、プライバシー・通信の秘密を保護するという本取りまとめの基本的な考え方に賛同する。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	

意見３－２ プロバイダ側の視点も必要。	考え方３－２
現行の枠組みを維持する限り、発信者情報開示請求のあり方を考えるにあたっては、発信者の表現の自由と被害者の救済という法益のみならず、プロバイダの手續負担の軽減という法益を考慮しなければならず、プロバイダに負担となるような制度設計を行うべきではない。プロバイダの手續負担の軽減という法益を考慮しなければならないことを本とりまとめに明記すべきである。 （理由） 現行の制度では、プロバイダが必然的に手續に關与せざるを得ないものとなっており、この仕組みを維持することを前提に制度のあり方を検討するのであれば、このように手續に關与する主体としてのプロバイダに対し、負担を課すような制度設計を行ってはならない。発信者と契約關係にあるとはいえ自ら表現行為を行うものではないプロバイダに過度の負担を課すことは、産業の発展を阻害する。本とりまとめにおいては、発信者の表現の自由と、被害者の救済という利益のみがとりあげられ、プロバイダの手續負担の軽減という要素が欠落しているが、当該要素も制度設計にあたって当然に考慮されなければならないと考えるため。 【楽天株式会社】 制度の見直しにあたって、被害者救済という法益と、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密という法益をいかに確保するかが重要な考慮要素になることはその通りである。 加えて、被害者・発信者の法益を適切に確保しようとするために、プロバイダに過度な負担をかけたり、その事業運営に過度の規制・介入を加えることは、各プロバイダがいかなるポリシーに従って、どのように事業を運営していくかという憲法で保障された事業者の営業の自由の制約になる点にも留意されたい。 また、プロバイダが詳細を関知しえない被害者・発信者間の権利・法益の調整のために、プロバイダの負担の下で一定の体制やシステムを構築する義務を負わせる場合、既存プロバイダのコスト増や、新規事業者に対する参入障壁が高まるという悪弊が生じる。それにより、技術革新の阻害や、日本におけるサービス提供・参入を萎縮させる効果が生じ、日本国民の利便性や日本企業の国際競争力を損なわせることが懸念される。最終的には、プロバイダの活動が停滞することにより、国民一般の表現の自由・知る権利が実質的に制約されることになりかねない。 したがって、制度設計にあたっては、被害者・発信者の法益・権利の調整の視点に加えて、プロバイダへの規制によって、被害者・発信者を含む日本国民の利便性や権利・利益の制約に繋がり得ることに留意する必要がある。具体的には、プロバイダのコストが過度に増加するような規制、他のプロバイダとの健全な自由競争を阻害するような画一的な制度設計を義務付ける規制、グローバルでのサービスの共通化の支障となるような規制などは導入すべきでない旨を明記すべきである。 【個人】	御指摘を踏まえ、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」と記載させていただきま

意見 3-3 表現の自由の名の下に匿名で中傷することやそれを助長することは許されない。 「表現の自由」の名の下に匿名で中傷すること、またそれを助長することはマスコミを含めて許されません。発信者情報開示は必要に応じて適切・スムーズになされるべきです。 【個人】	考え方 3-3 御指摘を踏まえ、「匿名の陰に隠れた誹謗中傷や著作権侵害等の他人の権利を侵害する情報発信を行うことは許されず」と記載させていただきます。
意見 3-4 その他、発信者情報開示請求に係る制度の趣旨に関する意見 「適法な情報発信を行っている者のプライバシー・通信の秘密をいかに確保するか（表現の自由の確保という法益）」、この点について、もう少し踏み込んでいただきたいと思います。 そもそも適法な情報発信であれば、匿名であるか、顕名であるかにかかわらず、違法性を問われることはないはずです。（更に言うなれば、「権利侵害の明白性」という基準が堅持されるのであれば、適法な情報の発信者に関する情報は開示されないはずです。） つまり、匿名でなければ行うことのできない適法な情報発信とはいったい何なのか。そして、それが表現の自由の確保との観点から、どのように整理されるものなのか。これを明確にいただかないと、権利者の立場からすると釈然としないものがあります。 前述のとおり、当社は言論報道機関であり、情報源の秘匿に基づき、匿名表現を行うことがあります。情報源の秘匿があるから、匿名表現であるから、報じることのできる問題もあります。従って、匿名表現を否定するものではまったくなく、むしろ、その重要性を肌身で感じています。 表現の自由は我が国の憲法で定められた重要な権利であり、民主主義社会の維持・発展に欠かせないものです。批判・批評の言論が抑圧されることは避けなければなりません。 しかしながら、野放図に認められるものでもないはずです。みずからが行った表現に関し、相応の責任が生じることは当然ではないでしょうか。匿名だから無責任でいられると誤認されることは避けなければならないと考えます。 【株式会社東洋経済新報社】	考え方 3-4 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。 なお、権利侵害の明白性要件については、「より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多く、構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」と考えております。
必要最小限というが、発信者情報開示がなされても、投稿者は自己の投稿の正当性を裁判で争うことができるのに対して、発信者情報開示が認められなければ被害救済が一切不可能になるという点を考慮すべきである。 抽象的な比較だけではたりない。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

＜第2章 具体的な検討事項＞ 4. 発信者情報の開示対象の拡大	
意見 4－1 開示対象の拡大に総論賛成。	考え方 4－1
発信者情報開示対象について、①有用性②必要性③相当性を判断基準に拡大することにつき、賛成である。 【弁護士】 発信者情報の範囲を省令に委任した趣旨からも、技術的な動向の変化などに合わせて適切に改廃することが必要と考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	賛同の御意見として承ります。
意見 4－2 開示対象の拡大に慎重。	
①～④の要素をふまえて開示対象を追加することは考え得るが、下記の理由から、慎重かつ謙抑的に考えるべきである。 憲法上、表現の自由及び通信の秘密は明文で保障されている。また、個人のプライバシー権も、幸福追求権の一内容として保障されている。これらの権利は、民主主義社会の存立基盤を構成するものであり、また個人の尊厳に直結するものとして、極めて重要な権利である。プロバイダ責任制限法4条1項は発信者情報の開示を定めるが、これは上記各権利に対する重大な例外なのであり、安易に開示対象を拡大することは許されない。 とりわけ、現在、インターネットは国民が自らの意見等を他者に伝えるための不可欠な手段の一つとなっているが、インターネット上の匿名による表現に関しては、匿名であるからこそ自由な情報提供や表現をなし得るという側面が強く、そのような表現の匿名性を確保することは、インターネットに豊富な情報や多様な表現が流通するための大きな条件となっている。発信者情報の開示は、かかる匿名性を失わせ、萎縮効果を生じさせて、インターネット上の自由な情報の流通を大きく阻害する危険がある。 これらをふまえると、発信者情報の開示対象の範囲については、極めて慎重かつ謙抑的に考えるべきであり、安易にこれを拡大することは許されない。 【個人】	開示対象の追加に関する一般的な御意見として承ります。なお、「電話番号については、これを発信者情報開示の対象に追加することの有用性・必要性・相当性が認められ、また、法律の委任の範囲内であるといえることから、開示対象として省令に追加することが適当である」と考えております。
意見 4－3 開示対象について包括規定を設けるべき。	考え方 4－3
インターネットの発展速度に鑑みれば、個別規定で省令に加えるこれまでのやり方では到底間に合わないというべきである。現にこれまで省令の改正は遅きに失し、インターネットの発展に適切に対応して来られなかったと考えている。そこで、包括規定を設けたうえで、事案ごとの司法判断に委ねるべきである。すなわち、限定列举の省令の構造を破棄し、例示列举とすべきである。そして、包括的な規定を創設すべきである。 【弁護士】	「被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報

とりまとめ案は、必要性、有用性、相当性の観点から、「発信者情報」として、「電話番号」を省令に追加し、「ログイン時情報」を開示対象に追加することを前提に、省令における範囲の明確化を述べている。 また、「接続先ＩＰアドレス」については、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」（省令４号）に含まれると解釈している。 しかし、接続先ＩＰアドレス、ログイン時情報などのように、インターネットの発展により、省令による限定列挙による対応を行うことでは、発信者情報の開示に影響や支障が生ずることが容易に予測される。 そこで、発信者情報の範囲を拡大すること自体には賛成するが、このような変化に対応すべく、より広く、省令における記載を例示列挙するべきである。 【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会 有志代表】	であって、通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない」ことから、省令において限定列挙することが必要」と考えております。
--	---

4(1). 電話番号	
意見 4 (1) - 1 電話番号を開示対象に追加することに賛成。	考え方 4 (1) - 1
中間とりまとめ(案)で電話番号を発信者情報開示の対象に追加する事について、電話番号の開示は発信者を特定するために合理的に有用であり、インターネット上での権利侵害を受けたとする者(被害者)の円滑な救済に資するものとの見解に賛同いたします。 弊社 J:COM グループは、全国の多くのエリアでケーブルテレビ、インターネット、固定電話、携帯電話等様々なサービスを展開しており、現行制度では主にアクセスプロバイダとして IP アドレスを端緒とした開示請求を受けておりますが、電話番号が開示対象に追加された場合には、アクセスプロバイダとしての開示請求は減少すると考えます。一方、固定電話及び携帯電話サービスを提供する電話会社として、弁護士会照会を受けるケースが増加する可能性があります。事業者の立場としては、一般的に弁護士会照会への対応は、裁判所による開示請求より短期間で対応が可能であり訴訟対応のための費用等も発生せず、総体として業務負担の軽減にも資するものと考えております。 電話番号の開示は被害者及び事業者の双方にとり、手続きの円滑化に資するものとして賛同します。 【株式会社ジュピターテレコム】	賛同の意見として承ります。
発信者情報開示請求によってアクセスプロバイダから発信者の氏名、住所およびメールアドレスが開示された場合であっても、権利者代理人からの書面による通知の受け取り拒否によって開示後に発信者との訴訟によらない損害賠償交渉が行えない場合があり、電話番号の開示によって発信者へ対する連絡手段が多くなることは望ましいと考える。 【一般社団法人 日本レコード協会】	
発信者情報の開示対象として電話番号を追加する基本方針について異存なし。 【ヤフー株式会社】	
電話番号の開示は、一般的に有用であると考えます。 私たちは、サービスプロバイダやコンテンツプロバイダが保有する侵害者の氏名や住所に関する情報は、往々にして不正確であるという中間報告書脚注 10 に賛同します。 【株式会社日本国際映画著作権協会】	
その後の弁護士会照会ができるようになると、発信者情報開示請求手続きの簡略化が期待されるため、電話番号の追加は有用と考えます。 【株式会社プラチナムプロダクション】	
意見 4 (1) - 2 電話番号を開示対象に追加することに反対。	考え方 4 (1) - 2
電話番号を開示対象に含めることについては、以下の点から反対である。	「電話番号については、これを発

➤ 前記のとおり、電話会社に対する弁護士会照会等の手続によって、特定個人（契約者）を容易に識別することができるのであり、メールアドレス等と比較しても、プライバシー性は高い。 ➤ ユーザは、アカウント登録時に、虚偽（第三者）の電話番号を入力することも可能であり、プロバイダにおいてその真偽を確認する方法はない。このため、虚偽の電話番号でアカウントを作成して権利侵害ツールとしてこれを悪用する事例も十分想定される。電話番号を盗用された無関係の第三者は、弁護士会照会等の手続を経て個人を特定され、加害者としてのレッテルを貼られ、かつ、実際に応訴負担も生じ、極めて困難な訴訟遂行を強いられ、不可逆的な損害を被るおそれがある。要するに、重大な冤罪が広範囲にわたって発生するリスクがきわめて高い。 【個人】	信者情報開示の対象に追加することの有用性・必要性・相当性が認められ、また、法律の委任の範囲内であるといえることから、開示対象として省令に追加することが適当である」と考えております。
意見 4（１）－３ 電話会社が弁護士会照会に応じてよい場合について、ガイドラインで明確化が必要。	考え方 4（１）－３
弁護士会照会においても、個々の通信との関係において特定の電話番号に関する契約者情報の開示を求められる場合が存在し、通信の秘密保護の問題が生じることが想定されることから、開示請求の円滑性と実効性を担保する観点から、実務上の懸念点等については「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等において明確化していただきたい。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	コンテンツプロバイダから発信者情報の開示により電話番号を取得し、取得した電話番号をもとに電話会社に対する弁護士会照会が行われた場合、「電話会社は、弁護士会照会に応じて、発信者の氏名及び住所を回答することができる旨について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（総務省告示）の解説に記述すること等により、これを明らかにすることが適当である」と考えております。
・個々の通信とは関係がない情報を開示することが通信の秘密の侵害に当たらないという考え方は、電話会社に限らず、広く電話番号を登録情報として保有しているプロバイダや、電話転送サービスの提供者等の事業者にも当てはまる可能性があります。これは、電話番号だけではなく、個々の通信とは無関係の情報を、弁護士会照会以外の開示要請に基づいて開示する場合についても当てはまる可能性を有しています。そのため、ガイドラインにおいては、一般性/汎用性にも注意を払ったうえで、作成することを期待します。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
省令の改正により電話番号が開示対象に追加された場合に、実務上は電話会社に対して弁護士会照会を行うことが想定されているが、本来はプロバイダ責任制限法における通信の秘密との関係性や事業者の責任範囲等を整理すべきものと考えます。省令改正で電話番号が追加された場合であっても、その電話番号をもとに電話会社に対して行われた弁護士会照会に応じて発信者の氏名・住所を回答することは通信の秘密の侵害に当たらないことを、ガイドライン等において判断基準を示して明確にすべきです。 【ＫＤＤＩ株式会社】	
意見 4（１）－４ 電話会社が弁護士会照会に応じるための強制力が必要、あるいは弁護士会照会以外に電話番号に基づく契約者情報を得られる手段を法定すべき。	考え方 4（１）－４

弁護士会照会は強制力がない。携帯キャリアや電話会社が開示に応じなければそれまでとなってしまう。開示に消極的な特定の携帯電話キャリアの場合、弁護士会照会では電話番号から発信者を特定することは不可能である。携帯キャリア等に対する強制的な開示請求権も付け加えなければ実効性が担保されないように思われる。開示された電話番号からさらに氏名住所の開示を法的に請求できることを明確化すべきと考える。 【弁護士】	御意見として承ります。 なお、コンテンツプロバイダから発信者情報の開示により電話番号を取得し、取得した電話番号をもとに電話会社に対する弁護士会照会が行われた場合、「電話会社は、弁護士会照会に応じて、発信者の氏名及び住所を回答することができる旨について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（総務省告示）の解説に記述すること等により、これを明らかにすることが適当である」と考えております。
弁護士会照会には強制力がないので、取得した電話番号を元にする契約者情報の開示請求権についても法定することは望ましい（法定しない合理的な理由がない。） 【個人】	
意見 4（１）－５ 電話番号が正しく登録されていない可能性があるため、発信者である蓋然性の高い電話番号の開示のみ認めるべき。	考え方 4（１）－５
電話会社では、契約時に身分証明書などで確認をしているため、登録されている住所や氏名は本人の情報であると思われる。一方、コンテンツプロバイダが得る情報の中で、本人認証のプロセスで電話番号を保有する場合は、同様に利用者本人の情報と思われるが、単に自己申告で得られた電話番号に関しては確実性が低く、悪用（なりすまし）や投稿者誤認の恐れがある。コンテンツプロバイダの開示する電話番号は、実務において本人認証（SMS を送って確認した場合等）があるケースに限ることが出来るように願う。 【LINE 株式会社】	電子メールアドレスについて現行省令第３号において「発信者の電子メールアドレス」と規定されており、発信者の情報である場合に限り電子メールアドレスの開示が認められています。電子メールアドレスの場合と同様に電話番号についても発信者の情報である場合に限り開示対象とすることが適当と考えております。
仮に電話番号を開示対象に含めるとしても、以下の点には十分に留意が必要である。 ➤ 登録されている電話番号が、真にユーザ本人の電話番号であることが、何らかの認証行為により高度の蓋然性をもって確認されている場合のみに限定すべきである。 ➤ 複数のサービスを展開する事業者も存在するところ、発信者情報として開示対象となるのは、権利侵害情報が投稿等されたサービスとの関係で事業者が保有している電話番号に限定されることを明記すべきである。事業者が全く別のサービスとの関係で別途取得した電話番号までも開示対象となるとすると、ユーザの全く予期せぬ情報開示に繋がるのであり、プライバシー侵害の程度が大きい。 【個人】	
電話番号については、アカウント作成時に登録されたものや、不正ログイン等を防止するセキュリティ対策	

を目的として登録されたもの（二段階認証に用いるために登録されたもの等）を開示することを想定しているようです。 しかし、プリペイドSIMに限らず、電話番号については時期によって違う人に割り当てられる可能性があります。したがって、電話番号を開示対象とするか否かを検討する際は、人違いの可能性をどのようにして低減できるのかについて、慎重に議論すべきであると考えます。 また、近年ではSMS認証代行サービスというサービスが提供されているようであり、電話番号を開示対象とすることが侵害情報の発信者の特定に資するか否かについても、今一度検討すべきであると考えます。 【弁護士】	
もっとも、コンテンツプロバイダの保有する電話番号は、侵害情報がなされた投稿に紐づけられたIPアドレスやタイムスタンプと異なり、サービス利用者が任意に入力できる仕様となっており、発信者と電話番号の持ち主が同一人物であるか否かの確認がなされていないケースがある点に留意すべきである。 認証済みでない電話番号の開示は、自己申告による氏名・住所の開示と同様、第三者情報開示の危険性があるが、特に電話番号は、11桁の数字の組み合わせで容易に第三者の連絡先となりうるため、対象を認証済みの電話番号に限定するなどの方策が考えられる。 【ヤフー株式会社】	
意見4（1）－6 「その他侵害情報の送信に係る者の電話番号」についても開示の対象とすべき。	考え方4（1）－6
また、「発信者の電話番号」の省令追加にあたっては、開示の実効性と円滑性の観点から、現行省令1号および2号と同様に「発信者その他侵害情報の送信に係る者の電話番号」と規定していただき、その対象範囲を明確化することをご検討いただきたい。なお、3号の電子メールアドレスについても、「その他侵害情報の送信に係る者の電子メールアドレス」の開示を認める判例も多数蓄積されており、氏名又は名称、住所と同様の整理が合理的と考える。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	御指摘のとおり、氏名、名称又は住所について現行省令第1号及び第2号において「発信者その他侵害情報の送信に係る者の」と規定されていますが、これは発信者が所属する企業や大学の名称や住所を含める必要があることを想定した規定であると考えられます。
○現行省令の「電子メールアドレス」のように、「発信者の」という限定を付けるべきではなく、「発信者情報その他侵害情報の送信に係る者の」電話番号などと広く規定すべきである。 【弁護士】	電話番号については、電子メールアドレスについて現行省令第3号において「発信者の」と規定されており発信者の情報である場合に限り電子メールアドレスの開示が認められているのと同様に、発信者の情報であ

	る場合に限り開示対象とすることが 適当と考えております。
意見 4（１）－７ 弁護士会照会で発信者ではない電話番号の氏名住所の開示をした場合の免責規定 を設けるべき。	考え方 4（１）－７
法令に基づく厳格な本人確認ではない二段階認証に用いられる電話番号を、通信事業者が、弁護士会照会に 応じて開示した場合、当該電話番号情報が誤っていて発信者が別人であった場合に免責されることを明確に していただきたいです。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】 不正利用されたアカウントにおいて権利侵害等の投稿がなされた場合、正しい発信者と異なる情報が被害 者側に渡る可能性があることに留意し、不正利用時においてコンテンツプロバイダが不利益を被らないよう な配慮をすべき。 （理由） 例えば、他者によるなりすましの投稿等がなされた場合において、当該投稿等が本来のアカウント主による ものでないときは、当該投稿等を行った者ではない者の情報が渡ることとなり、これが原因で誤った訴訟に発 展することになりかねない。したがって、安易に電話番号を追加するだけという結論で終わるのではなく、何 らかの理由で誤った情報を開示してしまった場合の落ち度のないコンテンツプロバイダを保護する仕組みが 必要であるため。 【楽天株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討 の参考といたします。
意見 4（１）－８ 電話番号の開示に関する仮処分（保全）の必要性に関する意見。	考え方 4（１）－８
被害を受けた方が開示請求に電話番号を含めた場合に、コンテンツプロバイダとの間の裁判手続きは、仮処 分で開示されるのかが疑問で、満足的仮処分になるため（また、通信ログと違い電話番号は数か月で消去され る可能性も低いため）、本案訴訟が必要となるのではないかと考えております。被害を受けた方からすれば、 コンテンツプロバイダに訴訟提起してようやく開示された電話番号をもとに、電話会社から住所や氏名の開示 を受けるためには弁護士会照会の方法によらなければならないとするのは、現状よりも負担が大きくなるの ではないでしょうか（現状の実務では、必ずしも弁護士を代理人に起用せずに発信者開示請求訴訟の提起を行っ ているケースもあります）。裁判実務次第だろうと思われませんが、請求対象に電話番号を含めた場合に考えら れるデメリットについても明確に示しておく必要があるように思います。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】 電話番号は、発信者を特定するために合理的に有用な情報であることは確かですが、以下の点に十分な配慮 が必要と考えます。	御意見として承ります。

・電話番号は電話会社で短期間に削除されることがないため、IP アドレスとタイムスタンプの組み合わせと異なり、保存期限の問題が生じません。IP アドレスについては、保存期間との関係で仮処分（保全）の必要性が認められていますが、電話番号の開示を仮処分で行う必要はないと考えます。住所氏名と同様、発信者側の主張の機会が十分保障される手続により行われる必要があります。 ・取りまとめ案では、開示を受けた電話番号をもとに電話会社に弁護士会照会を行うことが想定されています。しかし、弁護士会照会の手続きには発信者の意見を照会する機会が保障されていないため、コンテンツプロバイダが電話番号の開示を判断する時点で意見照会ができなければ、発信者は一度も意見を聴かれる機会のないまま、住所氏名を開示されることとなります。発信者の意見を聴く機会をコンテンツプロバイダにおいて現実的に保障できるか、実務面での実態把握をふまえて、慎重に検討されるようお願いします。（なお、ISP 事業者は発信者に対して書面で意見照会を行っています。） ・企業から行われる発信者情報開示請求においては、顧客や従業員による当該企業の口コミ情報などに関連するものが多く寄せられていますが、企業は顧客や従業員の電話番号を保有していることが一般的であるため、電話番号の開示は住所氏名の開示と実質的に等しい結果になります。これらの投稿への萎縮など、様々な影響が懸念されます。 ・もし電話番号の開示が実質的に住所氏名の探知に直結するような場合、電話番号の開示の時点で開示関係役務提供者において慎重な判断を促す制度を維持することが重要です。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
意見 4（１）－ 9 濫用防止規定が必要。	考え方 4（１）－ 9
電話番号の開示にあたっては、インターネット上に開示されている情報と組み合わせることでストーカー犯罪のような新たな危険が想定されるところ、発信者の権利保護および請求の悪用や濫用、濫訴等の防止がセットで実施されるべきではないか。 【LINE 株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
電話番号の開示にあたっては、インターネット上に開示されている情報と組み合わせることによって、ストーカー等の新たなリスクの発生が想定されるため、発信者の権利保護および請求の悪用や濫用等の防止も同時に実施又は検討することが望ましいと考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見 4（１）－ 10 プロバイダの負担への考慮が必要。	考え方 4（１）－ 10
また、電話番号の追加に伴い弁護士会照会の件数が増加し、電話会社側において契約者特定のための作業負担の増加が見込まれることから、過度の負担にならないよう配慮いただきたいと思います。 【KDDI 株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

意見 4 (1) - 1 1 その他、電話番号の省令追加に関する御意見。	考え方 4 (1) - 1 1
電話番号を開示対象に加える場合、ISP 事業者から住所・氏名とともに電話番号が開示される場合も想定されます。 研究会では、電話番号の真贋確認について、SMS 認証に使われた電話番号に限るべきかの議論が行われていましたが、ISP 事業者から開示されることも想定する場合、ISP 事業者では電話番号の真贋確認を行っていない（単に連絡先情報として収集している）ケースが多いことに留意ください。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
まさにお示しのとおり、発信者に直接連絡するために用いることも被害者救済の目的に照らし合わせて妥当であると考えます。 現状においても開示対象となっているメールアドレスの位置づけも同様の整理となるでしょうし、紛争解決という観点において、その手段を裁判手続に限定する必要はなく、当事者同士の協議で円満なる解決が図れられるならば、被害者・発信者双方にとって望ましいと考えます。 実際問題として、当社はいきなり訴訟提起を行うことはなく、まずは発信者（侵害者）に直接連絡を行い、侵害行為の理由を問うとともに、その違法性を指摘し、今後同様の行為に及ばないことを約していただいたうえで、円満に解決することがほとんどです。 こういった解決手段を模索する以前の問題として、そもそも発信者は誰なのか、どうすれば連絡を取ることができるのか、この壁を乗り越えなければならないことにもどかしさを覚えます。 【株式会社東洋経済新報社】	
プロバイダが不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的として電話番号を登録させることが一般化しつつあることは指摘のとおりであるところ、これが発信者情報として第三者に開示される可能性があるとするれば、電話番号の登録を拒否するユーザも多数現れることが予想されるのであり、プロバイダの自主的なセキュリティ対策等が大きく阻害され、なりすましによる不正ログイン等の被害が拡大するおそれがあるという点にも留意が必要である。 【個人】	
ユーザはアカウント登録時に複数の電話番号を登録することもありうるところ、全電話番号を開示させる必要性・相当性はないことから、いずれか一つを開示すれば足りることを明記すべきである。またその際には、事業者がいかなる基準で開示対象を選択すべきかも明記すべきである。 【個人】	
研究会においては、コンテンツプロバイダによる電話番号の開示について議論されたところであり、アクセスプロバイダの開示対象にも電話番号が追加されるかどうかについては、必ずしも明らかにされていないと認	アクセスプロバイダから電話番号を開示して発信者に連絡することに

識しています。コンテンツプロバイダから取得した IP アドレスをもとにアクセスプロバイダに開示請求した場合に、氏名・住所が開示されれば発信者の特定には必要十分であることから、アクセスプロバイダの開示対象に電話番号が追加される必要性は無いと考えます。

【KDDI 株式会社】

についても一定の必要性があると考えられることから、電話番号については、メールアドレスと同様の開示対象とすることが適当と考えております。

4(2). ログイン時情報

意見 4 (2) - 1 ログイン時情報を開示対象に追加することに賛成。

考え方 4 (2) - 1

現時点では投稿直前のログイン情報についてはリツイート事件なども含めて基本的にログイン情報の開示は認められていると認識している。リツイート事件で請求が棄却されたのは最新ログイン情報であり、ツイート直前のログイン情報はそもそもプロバイダが保有していなかった。現に同じプロバイダを相手に争われた令和 2 年 1 2 月 2 4 日東京地裁民事 4 6 部判決

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=89328 では、ツイート直前のログイン情報について開示されている。このように、ログイン情報の開示について判断が分かれているというより、正確には、現時点で実務上争いがあるのは、投稿後のログイン情報や最新ログイン情報であると認識している。投稿の直前のログイン情報については、現在概ね裁判例は開示を肯定する状況となっているように思われる。なお、ログイン情報が問題となるのは、省令 7 号の「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」という文言の「侵害情報が送信された」という文言が投稿情報の発信に寄り過ぎており、限定的すぎるからである。この文言の緩和を含めた省令改訂が望まれる。

【弁護士】

賛同の御意見として承ります。
なお、具体的な開示対象についての御意見は、今後の検討の参考といたします。

開示対象となるログイン情報を省令にて明確化する事で実務の混乱を防ぐことにつき賛成。

この際、注釈の通り、ログイン情報は、裁判例でも判断が分かれているように、確実に投稿者の情報であるとわかる場合に限られるよう願う。

【LINE 株式会社】

現在の法令上、(1) ログイン時の IP アドレスとタイムスタンプが開示対象の発信者情報にあたるか (2) ログイン行為の通信を媒介した電気通信事業者が、開示関係役務提供者になるか は明確ではないと思います。(1) は裁判例も分かれているような状況であり、開示関係役務提供者において自主的に判断するには負担が重い(法律の枠組みを考えれば、裁判外では開示拒否が妥当な結論になる)と考えます。このため、法令で明確にすることが必要です。

【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】

一般的に、ログイン時情報の開示は有用であると考えます。

【株式会社日本国際映画著作権協会】

この点は海賊版対策特有の問題ではないが、事業者において発信者に関するどのような情報を保有しているのかは様々であるが、少なくとも権利侵害情報の発信者を特定するに足る情報が保有され、開示されることは、発信者情報開示制度の前提である。

ログイン時の IP アドレスとタイムスタンプのみを保有している事業者もいるという現状を踏まえるのであ

れば、これらログイン時の情報を開示対象に含めることは、当然であり、望ましいことであると考える。 【漫画海賊版サイト対策会議弁護団】	
意見 4（2）－2 ログイン時情報を開示対象に追加することに反対。 ログイン時情報を開示対象に含めることについては、以下の点から反対である。 ➤ ログイン時情報は、権利侵害投稿の通信そのものではないことから、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項が開示対象とする「当該権利の侵害『に係る』発信者情報」には該当しない。前記のとおり、発信者情報開示請求は、表現の自由、通信の秘密、プライバシー権といった重要な権利に対する重大な例外なのであり、拡大解釈は許されない（これを含めるのであれば省令を改正するのみならず、プロバイダ責任制限法をも改正する必要がある）。 ➤ 指摘されているとおり、ログイン時情報については、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが同一の発信者によるものである場合に限り開示できるとすべきであるが、複数ユーザがアカウントを共有する事例や、第三者がアカウントを盗用する事例等も散見されるところであり、プロバイダにおいて発信者の同一性を確認することはできない。無関係の第三者の通信の秘密やプライバシー等を侵害する危険性は全く否定できないのであり、ログイン時情報を含めることはできない。現に複数の裁判例においても、かかる観点から、ログイン時情報は発信者情報に含まれないと判断されているのであり、これを開示対象に含める相当性はない。 【個人】	考え方 4（2）－2 「開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、これら多様な指摘があったことを踏まえるとともに、後述の新たな裁判手続の創設に関して具体的にどのような仕組みが設けられるのかといった点や、それに伴いログイン時情報に関してどのようなニーズの変化が生じるのかという点も踏まえつつ、その具体化に向けて引き続き検討を深めた上で、開示対象の範囲が不明確であるために実務が混乱することのないように、開示対象となるログイン時情報を省令において明確化することが適当である」と考えております。
意見 4（2）－3 開示関係役務提供者の法改正が必要。 ログイン時情報の開示は、「開示関係役務提供者」の義務としては法律の文言上認められないことが明らかのため、法律の改正によって実現すべき事項である。 【弁護士】 ログイン行為と投稿行為は性質の異なる通信であり、現行法の解釈によって開示関係役務提供者の範囲に含まれると考えるのは妥当と思われないため、ログイン時情報をもとに発信者情報開示請求を可能とするならば、法律の改正が必要と考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 とりまとめ案で示された p15 の問題は、ログイン時情報を開示対象にすること自体と合わせて、十分検討される必要があります。 ログイン時情報をもとに ISP 事業者が開示請求を行う場合、現行法上 ISP 事業者が開示関係役務提供者に含まれないことが十分考えられ、ログイン時情報を開示対象に加える場合、その先の開示の場面を想定して法改	考え方 4（2）－3 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

正の必要性を検討する取りまとめになっていることは、適切と考えられます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
意見 4（２）－４ 開示関係役務提供者の法改正は不要。	考え方 4（２）－４
第 15 ページに、「ログイン時情報をもとに特定されたアクセスプロバイダに対して、ログイン時の通信の発信者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項に規定する『開示関係役務提供者』の範囲に含まれない場合もあり得ることから、請求の相手方となる『開示関係役務提供者』の範囲を明確化する観点から、必要に応じて、法改正によって対応を図ることを視野に入れ、具体化に向けた整理を進めていくことが適当である」と記載されているが、ログイン時情報の開示については、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが同一の発信者によるものである場合に限るといった条件が付加されるのであるから、ログイン時情報による開示請求を受けるプロバイダーは、プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項の、権利の侵害に係る「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」と言えるのであって、ログイン時の IP アドレスとタイムスタンプによる開示請求で法律上の「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得るとする解釈は厳格に過ぎ、この点で法改正は不要であると考えます。 【個人】 とりまとめ案 P. 13 イの考え方によるのであれば、「特定電気通信」「開示関係役務提供者」の定義を変更する必要はないと考えます。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 4（２）－５ 権利侵害投稿の通信とログイン時の通信が同一の発信者によるものである場合に限り開示できることとすることについて賛成。	考え方 4（２）－５
発信者（アカウント）の同一性が担保されていれば、アカウントの共有などの事情があったとしても、本人の特定に資する情報とされることに違和感はありません。（省令に規定される住所や氏名について、「発信者その他侵害情報の送信に係る者」と規定されていることと同様、まずはアカウントの名義人にたどりつき、それを手がかりに発信者を特定することになると思います。） 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 注釈にも言及されている通り、ログイン情報は、裁判例でも判断が分かれている状況となっています。そのため、確実に投稿者本人の情報であることが明白な場合に限定されることが望ましいと考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	賛同の御意見として承ります。
賛同します。 【（一社）テレコムサービス協会】	

意見 4（２）－６ 権利侵害投稿の通信とログイン時の通信が同一の発信者であることの証明が困難。	考え方 4（２）－６
特定のアカウントからなされる投稿の発信者が誰かわからないので発信者情報の開示を求めているのに、当該アカウントからの各ログインに関して、権利侵害投稿者と同一人物が行ったログインであることの証明などできるわけではない。 むしろ、特定のアカウントを共用したり、第三者に使用させたりした者は、当該アカウントを用いて権利侵害情報が発信された場合には、幫助責任を負うべきであると考えることができ、そうだとすれば幫助者に責任を問うためにもこの者の発信者情報は開示される必要があると述べている。当該アカウントが乗っ取られたという場合には、発信者情報が開示された後に提起される損害賠償請求訴訟において、当該権利侵害情報の発信がアカウントを乗っ取った第三者によりなされたこと及びそのことについて過失がないことを主張立証をさせればよい。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
開示をする事業者の立場において、どのような観点から発信者の同一性について判断したらよいのか、ガイドライン等において明確な指針を示していただきたい。 （理由） ログイン時情報の開示を求められた事業者としては、異なる発信者であったことを理由に、通信の秘密およびプライバシー等の侵害を主張されるリスクを伴いながら判断しなければならないところ、当該判断は「誰が投稿したのか」の特定は容易ではなく、開示に対して躊躇が生まれる可能性を指摘し得るが、それは本制度改正の趣旨に整合しないため、事業者の判断に資する分かりやすい指針が示されるべきである。また、アカウント乗っ取りは、利用者のセキュリティレベルによっては頻発し得るケースであって決して無視できないものであり、この点においてもコンテンツプロバイダが判断に困らないような手当てが必要となるため。 【楽天株式会社】	
ログイン時情報の開示の範囲について、開示が認められる要件として、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合に限るとするが、ログイン時情報が開示されたとしても、「ログイン時情報を開示対象とする場合であっても、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り」開示することができることとするとの記載があるが、ログイン時情報を保管しているコンテンツプロバイダが投稿時情報を保有していることは多くないことから、厳密な意味で「同一の発信者」であることを判断することはおよそ不能であり、このような要件を加えることとなれば、現在の裁判実務よりも開示が不能となる可能性が高くなることが予想され、とりまとめ案の方向と完全に逆行している。 また、「開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していな	

い場合」に限定するとされているが述べられているが、少なくとも、投稿時情報が「発信者の特定に資する情報」（プロ責法 4 条 1 項括弧書）と認められる場合である限り、投稿時情報とログイン時情報とは同一の発信者の特定に資する情報が開示されるにすぎず、また、仮に同一アカウントに複数のユーザーがログインしていた場合であっても、当該アカウントにおいて、権利侵害がなされていることを認めて、利用している者のプライバシーと被害者の権利とのバランスを考えた場合、利用している者のプライバシーを重く捉える合理的な理由はない。

加えて、当該コンテンツプロバイダがログイン時情報のほか、投稿時情報をも有しているか否かは、当該コンテンツプロバイダが自身のウェブサイトなどで公開でもしていない限り、外部からは知り得ない事実であって、開示を請求したところ、たまたま当該コンテンツプロバイダが投稿時情報を有していたことを理由に、請求が認められず、申立てからやり直さなければならないようなこととなれば、まさに時間と費用の無駄となり、接続プロバイダにおけるログの保存期間とも相まって、被害救済の道を閉ざすことともなりかねない。

以上より、これら記載には反対である。

【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会 有志代表】

意見 4（２）－７ 開示対象の範囲に絞り込みが必要。

開示の対象となるログイン時情報の範囲は、それをもとに住所氏名の開示を受けられる通信の範囲を決めるものでもあります。取りまとめ案にもあるとおり、この範囲が際限なく広がることは、権利侵害情報と関係の薄い通信の秘密やプライバシーを侵害することとなるため、被害者の裁判を受ける権利との関係で必要最小限度になるよう、限定条件を慎重に検討する必要があります。

コンテンツプロバイダにおいて投稿行為の IP アドレスや時刻を記録していない場合に補充的にログイン時情報を開示対象とする取りまとめ案は妥当です。

ログイン時情報の範囲について、発信者の特定に合理的に最小限度のものであれば、形式的に「投稿の直前」「相当程度の時間的接着性」などにこだわる必要まではありません。

ただ、取りまとめ案に例示された「ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係る IP アドレスやタイムスタンプ等」に関しては、侵害投稿が発信された直後のログアウト時の通信はまだしも、その他の例示はもはや権利侵害情報との関係が希薄で、一度権利侵害行為を行った利用者の通信というだけで相当な範囲の通信が開示の対象になりかねないため、例示であるにしても範囲が広すぎ、やはり何らかの歯止めが必要です。

最小限度の情報であることについて限定が付されない場合、1 つの投稿行為について多数のログイン時情報が開示されることとなり、そのすべてをもとに ISP 事業者に対して住所氏名等の開示請求を行えたとすれば、通信の秘密への影響も大きくなりますし、ISP 事業者側の負担も重すぎることになります。

考え方 4（２）－７

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

「他方で、前述のとおり、権利侵害投稿を行った発信者と同一の者によるログイン時情報である場合には、それ以上限定を付すことは不要である、との考え方もあり得る。」との点については、全くの無限定であれば賛同できませんが、法令において「発信者の特定に必要最小限度」との抽象的な限定を設け、その具体的な範囲は当事者・開示関係役務提供者の主張をふまえてガイドラインや司法手続などで画定していくことも考えられます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
ログイン時情報が開示対象となるケースは、被害者救済を図るためにほかに手段がないような極めて例外的なケースに限定するとともに、このような情報を収集するプロバイダの負担にも配慮した制度設計とすべきである。 （理由） 無料サービスにおいては、誰でも無料で会員登録ができてしまう関係上、ユーザーが正しく自らの情報を登録するとは限らず、ログイン時情報は発信者を示す情報として正確でない可能性がある。にもかかわらず、このようなログイン時情報を広く開示の対象とすることは、なりすましなどにより、発信者でない者に対する新たな権利侵害にもつながるおそれがある。 他方、ログイン時情報が発信者情報開示請求の対象になった場合、請求を受けたプロバイダ側で、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報を収集しなければならなくなる、プロバイダ側では、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報をまとめて保有しているわけではなく、請求のたびに、関連性のありそうな、更にいえば関連していると主張されるおそれのある情報を手作業で収集しなければならなくなる。プロバイダによる当該収集作業は相当の負担となるため、このような負担が生じないような制度設計がなされなければならないと考えるため。 【楽天株式会社】	
意見 4（2）－8 ログイン時情報に関して、幅広に開示対象とすべき。	考え方 4（2）－8
例外の有無に関わらず、p14 の通信および IP アドレス・タイムスタンプについては、実際の投稿行為との結び付きが不明なため、例外的事由の有無にかかわらず、開示の対象外とすべきと考えます。P. 14 の脚注 18 に例示されている、開示の対象とすべきログイン時情報の範囲は「直前のログインに限定する」ことが適切であると考えます。 特に、複数のアクセスプロバイダがログインに係る通信を媒介していて、どのアクセスプロバイダが直前のログインに係る通信を媒介していたか客観的に特定が困難な場合は、一切開示を認めるべきではないと考えます。実際には問題の投稿のためのログインに係る通信を媒介していないアクセスプロバイダが、ログ保存期限が残っている等の理由によりログイン時のログをたまたま保有しているだけで開示責任を負わされ、または、	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

開示請求のターゲットとなっただけで開示責任を負わされるという不当な結果を招きかねません。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	
コンテンツプロバイダが一般に保有しているのは、アカウント作成時の IP アドレスが存在する。これについても追加を検討すべきである。 【弁護士】	
「例外的な事由がある場合などに限り、ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係る IP アドレスやタイムスタンプ等についても開示対象」では範囲を限定し過ぎである。 SNS ユーザーの具体的な利用状況からすれば、「アカウントを複数で共有」は、例えば企業や団体の（公式）アカウント等に限られ、個人がハンドルネームで開設しているアカウントについては、「ログインしたユーザー」＝「投稿したユーザー」の場合がほとんどと思われる。 こうした実態をふまえれば、「例外的な事由」がない場合であっても、「ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係る IP アドレスやタイムスタンプ等」の開示を認めるべきである。 實際上、例えばツイッターについてはログイン時 IP アドレスしか保存していないことが知られているが、投稿の前提となるログイン時 IP アドレスしか原則として開示対象としないという場合、結局、IP アドレスが開示されず特定できないという事態が生じる可能性がある。 なお、ログイン型 SNS の場合、投稿するためにはログインが必要不可欠な行為であることをふまえれば、ログイン行為は投稿行為と一体をなすものといえる。そうであれば、少なくとも侵害投稿の前提となっているログイン行為については（侵害投稿と同様に）不法行為と評価すべきであり、当然に開示対象になるという考え方も可能と思われる。 【弁護士】	
意見 4（２）－ 9 プロバイダの負担への考慮が必要。	考え方 4（２）－ 9
検討に当たっては、住所氏名の開示請求に応じる ISP 事業者の応訴負担や実務などについても、十分配慮いただくようお願いします。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 4（２）－ 10 その他、ログイン時情報の省令追加に関する御意見。	考え方 4（２）－ 10
開示対象となるログイン時情報を省令において明確化する際には、複数のログイン時情報を組み合わせた特定を認めるのか、認める場合は適切な組み合わせの条件を具体的に示していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

4(3). その他の情報	
意見 4 (3) - 1 接続先 IP アドレスを開示対象とすることについて賛成。	考え方 4 (3) - 1
接続先 IP アドレスを「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」に含め、開示対象とすることには賛同します。 なお、現状は、請求者から接続先 IP アドレスの開示を受けても特定できないケースはままだり、稀に、同一時に膨大な量のアクセスが発生したり、アカウント情報を知っていさえすれば複数の者が同時にログインしたりすることが可能な SNS 等では、複数の者が特定されることがあります。 (一般に接続先 IP アドレスより、送信元ポート番号(ソースポート番号)の方が特定成功率が高いですが、現状、ソースポート番号を記録しているコンテンツプロバイダは少ないようです。) 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	賛同の御意見として承ります。
接続先 IP アドレスを開示対象に加えることで被害者の救済に資するのであれば、追加自体は有益と思います。 ただ、コンテンツプロバイダは多数のサーバを分散設置してサービスを提供しているため、どのサーバに着信したかをコンテンツプロバイダ側で記録していなければ、省令の開示対象に加えても奏功しない例が多くなります。 ISP 事業者においても、「接続先 IP アドレス」をログに記録する事業者は一部にとどまります。接続した web サイトなどは個々の通信そのものの履歴であり、量も膨大なため、設備の構成上どうしても必要な場合でなければ、記録・保存することは困難です。 仮に記録されていても、記録の目的は装置の故障対応などに限られるため、保存期間は極めて短いことが想定されます。 このような点にも考慮の上、検討くださるようお願いいたします。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
接続先 IP アドレスを用いることにより、発信者の特定できる可能性が高まる点や、侵害情報に係る IP アドレスに接続先 IP アドレスが含まれるとの解釈に違和感はありません。 一方で、接続先の IP アドレスは利用者の Web アクセス先等を示して秘匿性の高い個人情報となるため、個人情報保護や通信の秘密の観点から収集しているケーブルテレビ事業者は少ないと思われます。また、接続先 IP アドレスを全て保存すると膨大な量となることもあり、保存するにしてもその期間は短い可能性があります。 このため、開示請求を受けることとなるケーブルテレビ事業者を含むアクセスプロバイダの実態調査や意見収集など、有効性を考慮しての検討を要望します。	

【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】	
意見 4 (3) - 2 接続先 IP アドレスを開示対象とする際には慎重な検討が必要。	考え方 4 (3) - 2
技術の動向は頻繁に変わりうるため、開示対象である発信者情報の規定を省令に委ねていることと、その趣旨に沿って適切に省令を見直していくこと自体は妥当です。 ただし、今回問題となっている「接続先の IP アドレス」のログについては、web のアクセス先など利用者の個々の通信そのものであり、他のログと比べてもきわめて秘匿性の高いものです。通常は料金の計算などに使われることもないため、設備構成などの関係で一部の事業者が記録しているにすぎません。利用目的も、設備の故障対応など、きわめて限定的な範囲にとどまります。 その性質上、量も膨大であることから、保存期間も非常に短いことが想定されます。被害者の裁判を受ける権利の保障という目的の実現のために、現実的に有効であるかどうかは、最終的に開示請求を受けることとなる ISP 事業者の意見を聴くなど、検討をされるようお願いします。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 現状、プロバイダによっては任意に接続先 IP アドレスの開示がなされる場合もあり、当該運用を妨げることもないよう、さらなる検討が必要と考える。 仮に接続先 IP アドレスが「侵害情報に係る」と整理できるとしても、「発信者情報」に該当するのか、さらなる検討が必要であると考えます。 すなわち、また、当該プロバイダの保有するサーバーの IP アドレスは、プロバイダの判断によるシステム移行などによって廃棄または追加されるものであって、「発信者情報」といえないのではないかと考えます。 また、仮に「発信者情報」該当するとした場合、侵害情報に関連する、プロバイダの保有するサーバーの IP アドレス（接続先 IP アドレス）を開示することは「通信の秘密」に該当するという整理になると考えられるが、その場合、接続先 IP アドレスについて、任意に開示することが妨げられるのではないかと考えます。 なお、個別の通信である侵害情報の流通と紐づく接続先 IP の特定について、大容量のトラフィックを扱うプロバイダであれば、保管と特定に過大な負荷が生ずる点にも留意すべきである。 【ヤフー株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 4 (3) - 3 接続先 IP アドレスを開示対象とすることについて省令に明記すべき。	考え方 4 (3) - 3
接続先 IP アドレスは、コンテンツプロバイダがラウンドロビンを用いている場合に非常に有用な情報であるため、省令に明記すべきである。 【弁護士】	「接続先 IP アドレスは、接続先か接続元かの違いはあるものの、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」であることには変わらないことから、現行省令に定める「侵害情報に係る

	アイ・ピー・アドレス」に含まれると解して差し支えない」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 4（3）－4 正確な接続先 IP アドレスが提供されなかった場合の事業者の免責について明確化すべき。	考え方 4（3）－4
正確な接続先 IP アドレスが提供されなかった際には正しく発信者を特定し得るとは言えないことから、この場合の事業者への免責について省令等において明確化することが必要と考えます。 【KDDI 株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 4（3）－5 その他の情報も開示対象に追加すべき。	考え方 4（3）－5
電話番号が追加することはやぶさかではないが、ログイン情報には、フェイスブックや TwitterID やグーグル ID のアカウント連携を用いておこなうものがあり、特に LINE ID は国内事業者ということもあり、特に発信者特定に資する情報である。電話番号だけでなく、これらのログイン情報も追加を検討されたい。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

5. 新たな裁判手続の創設について	
意見 5-1 新たな裁判手続に賛成。	考え方 5-1
「1 つの手続きの中で…円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性」及び「特定のログを迅速に保全可能とする仕組み（後述）を発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせ」るとのことについて賛同します。 【株式会社日本国際映画著作権協会】 発信者情報開示の判断を裁判で行わざるを得ない場合に備え、被害者救済のため、より簡易、迅速、安価な裁判手続を創設することに賛成である。 【弁護士】 複数の芸能事務所、タレント個人、声優事務所等からの意見を集約したところ、同一の人物による悪質な書き込みについては、削除請求を行ったところで、あらたな書き込みがなされてしまうため発信者情報開示をしなければならないと考える場面はあるものの、現在の発信者情報開示のプロセスは、3 段階の手続きを経る必要があることから、手続きを弁護士に依頼した場合の費用及び解決までの時間がかかりすぎ、経営判断として、発信者情報開示を行うとの判断に踏み切るとは難しいとの意見が多く集まりました。特に、海外事業者が運営するサービスの場合には、発信者情報開示までに時間がかかりすぎることから、コストに見合った効果を得ることができないと考えているとの率直な意見もありました。 この点に関しては、弁護士側の立場として、スケールメリットなどで弁護士費用はある程度抑えることができたとしても、手続きの回数が必然的に複数回であること、送達の関係で時間がかかる点は如何ともしがたいことから、手続き上仕方がないと依頼者に伝えざるをえず、依頼者の要望に沿った解決策を提案することができない状況にあります。 このような実情から、権利侵害が明白であり、発信者情報開示の手続きを行えば開示が認められるであろう案件についても、手続き上の問題が原因で放置されているという状況が生じているように思われます。 研究会が検討されている新たな裁判手続きによって、1 つの手続きの中で発信者を特定することができ、かつ、申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることが可能となれば、現在の実務の現場においてハードルとなっているコストと時間については大幅に改善されると考えますので、被害者の権利回復を実効的なものとするためにも、このような手続きの必要性を強く感じております。 【一般社団法人 Thinking Entertainments】 具体的な制度の検討は今後の課題であるが方向性としては賛成である 【エンターテインメント表現の自由の会】	「新たな裁判手続の創設、特定の通信ログの早期保全のための方策等については、本中間とりまとめを踏まえて、今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくことが適当である。本研究会では、これらの課題に関し、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終とりまとめにおいて追加的に提言を行う予定」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 5-2 新たな裁判手続に反対。	考え方 5-2
非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新	「新たな裁判手続の創設、特定の

たな裁判手続）を創設することについて反対である。

□ 非訟手続にも様々な類型があるが、少なくとも、一方当事者のみの意見に拠って他方当事者に法的な義務を課するような制度の導入はすべきではない。フランスではプロバイダを相手方とせずに発信者情報の開示を命じる制度が存在しているとのことであるが、その結果、サービス運営主体ではない事業者を対象とする決定やプロバイダが遵守できないような内容の決定も多く出されており、制度として問題があると指摘されている。プロバイダが遵守できないような内容の決定が出されても、被害者救済にはつながらず、徒に混乱を招くだけである。

□ プロバイダが相手方にならないにもかかわらず、仲介者として情報提供を求められるような制度が創設されても、海外事業者がその義務を履行できるかどうか疑義がある。すなわち、海外事業者は日本の法令のみならず、その所在地の法令にも従う必要があるところ、一方当事者の申立てのみにより開示の適否を判断する手続は、デュープロセスを欠くものとして、その所在地の法令のもとで、そのような手続に基づいて下された決定に応じることができない可能性がある。

□ 発信者情報開示請求における争点は、問題となる表現行為の公益性（名誉毀損であれば公益性および反真实性、プライバシーであれば公益性とプライバシー権との比較衡量）という、まさに公開の法廷で公に議論すべき事項であり、これを非訟手続において決することは事柄の性質上相当ではない。

□ そもそも、非訟手続を新規に創設したとしても、判断主体である裁判所において、従前から積み上げられてきた発信者情報開示に関する多くの裁判例（最高裁判例を含む）と異なる判断をするとは考え難く、判断基準が変わることはないと考えられる。現在の判断基準が変化しない以上、審理に要する当事者の負担にも変化はなく、あえて新たな非訟手続を設けても、当事者負担の軽減には繋がらないものと考えられる。

よって、プロバイダが遵守できないような決定が下され、徒に混乱を招く懸念があり、かつ、その実益も観念できない以上、新たな裁判手続の創設について検討を進めること自体、適切ではない。

【個人】

通信ログの早期保全のための方策等については、本中間とりまとめを踏まえて、今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくことが適当である。本研究会では、これらの課題に関し、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終とりまとめにおいて追加的に提言を行う予定」と考えております。

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

意見 5－3 今後、慎重な議論が必要。

考え方 5－3

本会議の中で提案のあった、裁判所が開示適否を判断する非訟制度の創設につきましては、今後の議論と理解しています。

今後の制度設計にあたっては、プロバイダ等の関係当事者も含めた慎重な議論が行われるよう要望します。
【ソフトバンク株式会社】

「新たな裁判手続の創設、特定の通信ログの早期保全のための方策等については、本中間とりまとめを踏まえて、今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、

任意開示がなされたり、弁護士会照会で開示されたりする例もあり、必ずしも３段階の裁判手続を経ている訳ではありません。権利侵害の判断が難しい事例において慎重に判断がなされること自体は望ましいことと考えられます。

一方で、「１つの手続の中で発信者を特定することができるプロセス」を検討すること自体は、結果として適切な手続により適切な判断がなされるのであればむしろ望ましいことと考えられますが、その前提として、適正なデータに基づいた正確な状況認識を共有した上で適切な対策を検討すべきと考えます。

なお、アクセスプロバイダにおいても、現行の発信者情報開示請求訴訟に対するスタンスは各社の事情により様々であり、また、アクセスプロバイダは書き込みを行った者でも SNS 等の運営事業者でもないことから、必ずしも適切な反論を行い得る情報を有する立場にないことを制度改正においては十分に配慮いただきたいです。

【一般社団法人 テレコムサービス協会】

研究会の議論を拝聴しているところ、新たな裁判手続の創設について事務局から提案がなされた事実はあるものの、構成員の間で創設が必要という結論に達したようには見受けられませんでした。

このため、現時点で裁判手続の創設について肯定的な記述（さらにいえば、制度の創設が既定方針ともとらえられる記述）をすることは適切ではなく、見出しも含めて、あくまでも議論を始めた段階であることについてわかるような記述にされるよう、ご配慮をお願いします。

【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】

発信者情報開示制度は、誹謗中傷対策以外にも利用され得る一般的な制度であり、法制度全体の公平/公正性の観点から、他に非訟手続に依拠している法令（借地借家法、会社法、家事事件手続法等）との平仄も踏まえて、慎重に検討する必要があると考えます。例えば、発信者の権利利益を保護する観点からは、仮に非訟手続に基づく開示が行われることとなったとしても、抗告等の不服申立て手段等が付与される等、発信者情報開示の特性に即した適正な手続が保障されることが望ましいと考えます。

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくことが適当である。本研究会では、これらの課題に関し、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終とりまとめにおいて追加的に提言を行う予定」と考えております。

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

今後の検討については以下の点に留意が必要である。 □ 電話番号の開示対象への追加については、(i)セキュリティ向上等の妨げになる可能性（電話番号の開示を忌避するために２段階認証などのセキュリティ措置の利用率が低下する危険性がある。）、(ii) どのような性質を持った電話番号を開示すべきか（アカウントに紐づけられた電話番号のみが開示の対象という理解でよいのか）、(iii) 虚偽の番号登録による冤罪発生リスクをいかに防ぐか、といった問題点が未だに議論し尽くされておらず、省令改正前にそうした論点について明確に解決の方向性を示すことが不可欠である。 □ ログイン時情報の導入については、既に列挙されている論点を含め今後丁寧かつ慎重に検討を進めるべきである。 □ 新たな裁判手続の創設、特定の通信ログの早期保全のための方策等については、上記で挙げた懸念や問題を重々踏まえつつ、その要否も含め丁寧かつ慎重に検討を進めるべきである。また、各種制度の導入の可否の検討に際しては、実際の開示手続における運用上の実行可能性や負担度合い、司法手続上の法的妥当性、既存の他の法的枠組みや他国の司法制度との整合性、そしてオンラインコンテンツ産業における日本市場の国際的競争力の維持向上、といった観点を検討に入れつつ、丁寧かつ慎重に判断すべきと考える。 【個人】	
意見５－４ １回的な解決が必要。	考え方５－４
発信者情報開示の段階で２回の裁判手続が必要になる場合、証拠や主張などに重複する部分も多いと考えられますので、発信者の意見を適切に反映するなどの手続保障を前提に、同じことの繰り返しを排除するなど、改善の余地は十分あると考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 現在在り方研究会では、「新しい裁判制度」（裁判所に対し、権利侵害が明らかであることを確認してもらう非訟手続制度）の導入の是非が検討されている（中間とりまとめ（案）１６頁）。 海賊版対策に限るものではないが、発信者情報開示制度全般に係る問題として、複数の事業者に対して順次開示請求を行う必要（特に任意開示を受けられない場合には、順次裁判手続を取る必要がある。）があること、また、そのように順次開示請求を行っている間に、発信者情報のログ保存期限が経過してしまうことがあるという問題がある。例えば、あるサイトに侵害情報が投稿された場合、当該サイトの運営者に対して投稿時の IP アドレス及びタイムスタンプの開示を求め、当該 IP アドレスを管理している接続プロバイダを特定した上で、当該接続プロバイダに対して契約者情報の開示を請求する必要がある。 現在在り方研究会で議論されている「新しい裁判制度」であれば、一度の裁判手続によって、複数の事業者	「１つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある」と考えております。 賛同の御意見として承ります。

から情報を取得することができるようになり、このような問題を一定程度解消することが期待できる。 しかしながら、「新しい裁判制度」が導入されたとしても、発信者情報開示の連鎖の過程に介在する全ての事業者に対して実効性のあるものとならなければ、発信者の特定に至る前に連鎖が途切れてしまうことになる点は変わらない。 したがって、新たな裁判制度を検討するにあたって、この問題も視野に入れた積極的な議論を期待したい。 【漫画海賊版サイト対策会議弁護団】	
私たちは、単一の裁判所手続で発信者を特定することを可能とするプロセスの確立を支持するとともに、(実現可能な範囲で) 裁判外手続においても発信者を特定できる制度の確立を支持します。 【株式会社日本国際映画著作権協会】	
意見５－５ 発信者情報開示請求権を残すべき、非訟手続と訴訟手続を併存させる必要がある。	考え方５－５
「実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」という部分は、大きく反対である。実体法上の請求権に基づく開示制度に付け加えて、オプションとして非訟手続きが用意されることには賛成である。 加えて、非訟は合意に達しない場合訴訟への移行手続きを含んだものにすべきである。すなわち、プロバイダによって開示への対応は様々であるところ、開示に消極的なプロバイダも少なくない数が存在している。そのような開示自体に消極的なプロバイダに対しては、発信者情報開示に強制力がなければ、結局開示に応じないケースも出てくると考えられる。もちろん、開示に応じるつもりのあるプロバイダに対して非訟事件手続が存在していることは選択肢として非常に有用と考えられる。しかし、非訟では解決しないケースも念頭に、非訟において訴訟に移行できること、また、非訟と訴訟を選択できることを担保すべきである。代替手段としての非訟手続きは開示の実効性に疑問が残るというべきである。非訟を訴訟に前置できるという制度であれば期待できている。また、非訟前置を強制するのではなく、非訟と訴訟を選択できることも必要であると考えられる。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
「実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」とある点は、現在被害者に認められている実体法上の開示請求権を廃止することを視野に入れた提案と考えられます。 現在、ファイル交換ソフトを利用した著作権の侵害など、権利侵害の明白性の判断が付きやすい一部の類型では、ガイドラインにより裁判外の開示が行われていますし、意見照会で発信者が同意した場合は裁判をするまでもなく開示が行われますが、実体法上の請求権が廃止された場合、通信の秘密である発信者情報を裁判外で開示することは困難になります。 また、裁判外の開示を促進することを考えるならば、被害者の権利性が明確に規定されている方が望ましい	

です。 発信者の権利の視点からも、発信者情報が開示されるかどうかはそれ自体が重大な利害を有しており、訴訟手続き上の決定で開示の当否が決まるよりも、実体法上の権利関係として判断されるべきではないかと考えます。 よって、仮に裁判制度の改善や新たな手続の創設が行われるとしても、手続は併存（当事者の選択により、取りやすい手続きを取れる）とすべきと考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
「発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要がある。」とあるとおり、かかる方向性に賛同する。 手段として、非訟手続以外の既存の裁判手続を前提にした形においても、挙げられた利点を達成する方法があるのではないか、ということ、および、「実体法上の請求権に基づく開示請求に代えて」しまうことの課題があるのではないか、ということについて、慎重に議論すべき点があると考えます。 特に後者については、実体法上の請求権がない場合に、裁判外の任意開示が難しくなる側面があることに加え、現状コンテンツプロバイダ側への請求として、発信者情報開示請求と併せて、投稿の削除請求（侵害情報流通の防止の請求）が行われることが多い実情に鑑みると、かかる手続が分離され、一回的に解決されない懸念があると考えます。開示請求プロセスの一回的解決に加え、削除請求との一回的解決の観点等も重要になることから、手段については、関係するプロバイダの意見等も踏まえて、結論を出すことが望ましいと考える。 【ヤフー株式会社】	
意見 5－6 裁判外開示の仕組みを残すことが必要。	考え方 5－6
私たちは、被害者の申請に基づいて発信者の情報を開示する法制度を一般的に支持しますが、制度の柔軟性が鍵になると考えています。そのため、私たちは「裁判外（任意）での開示を引続き可能とする観点から、何らかの規定を併せて設ける必要があると考えられる。」という中間報告書の脚注 22 に賛同します。 【株式会社日本国際映画著作権協会】	
当協会会員レコード会社は 2013 年からファイル共有ソフトの悪質利用者に対する発信者情報開示請求をアクセスプロバイダに対して行っており、継続実施の結果、発信者情報がプロバイダから裁判外で開示される事例が多くなっている。（別紙参照）昨年の例では 44IP について開示請求を行い 36IP について発信者が裁判外で開示されている。（3IP についてはログ消去済で対応不可、5IP については訴訟提起済） 新たな裁判手続きについては前記のように既に裁判外で開示されている請求事例に対して影響を与えないよう考慮された制度の検討をお願いしたい。 【一般社団法人 日本レコード協会】	「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権を廃止する場合には、裁判外（任意）での開示を引き続き可能とする観点から、何らかの規定を併せて設ける必要がある」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

「(1) 新たな裁判手続の必要性」に例示された、実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを創設するにあたっては、裁判外開示に代わって本仕組みが利用されるようなことがないよう「5. 裁判外（任意）開示の促進」を前提とした制度設計や運用がなされるべきだと思います。「(2) 新たな裁判手続の制度設計における主な論点」の中で利点として挙げられた、1つの手続きの中で発信者を特定するプロセスにするという点は、従前の手続きと比較すれば手続きの簡便化が期待できますが、他方で非訟事件であっても裁判手続きを経ることに変わりはなく、経済的負担という点で被害者のメリットは少ないと感じます。新たな裁判手続においては、適法な情報発信を行う者の表現の自由を過度に脅かすことなく、被害者の負担を軽減し、円滑な権利回復が実現できる仕組みとなるべきであることはもちろんのこと、その制度は、プロバイダによる裁判外（任意）開示を減少させるものであってはならないと考えます。 【株式会社KADOKAWA】	
意見5-7 権利侵害の明白性要件は維持すべき。	考え方5-7
研究会は被害者側の代理人を務める弁護士も参加されていましたが、「より緩やかなものにすべき」という考え方に賛同した構成員はいらっしゃらなかったと思います。議論の経過を適切に反映するため、取りまとめにおいても、そのことを明確に記載していただくよう要望します。 発信者情報が開示される要件自体が緩和されることは、訴訟で争っても開示が認められない事例の中に、新たに開示される場合が生じることを意味します。このことは、被害者の泣き寝入りを防ぐために手続において被害者の負担を軽減することとは次元を異にする問題であり、くれぐれも極めて慎重に考えられる必要があります。 また、発信者にとっては住所氏名が開示されないこと（住所氏名を明かさずに情報を発信し続けること）自体に重大な利害を有していますので、発信者側の手続保障が確保されないことで誤った判断がなされた場合、それを回復する手段がないことにも、十分な配慮が必要です。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	「適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多く、構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」と考えております。
現行の開示要件は被害者の権利回復の必要性和適法な情報発信を行っている者の表現の自由という両者の法益を適切に確保することの比較衡量を経て定められたものである。 すなわち、プロバイダ責任制限法4条1項は、プロバイダ責任制限法4条1項に定める「発信者情報」は、インターネット上の情報発信者が有する個人の表現の自由及び通信の秘密、プライバシー権の対象として、強く保護されるべき情報であること、インターネット上の匿名による表現に関しては、匿名であるからこそ自由な情報提供や表現をなし得るという側面が強く、そのような表現の匿名性を確保することは、インターネットに豊富な情報や多様な表現が流通するための大きな条件となっており、発信者情報の開示は、かかる匿名性を	

失わせ、インターネット上の自由な情報の流通を大きく阻害する危険があること、発信者情報開示請求においては典型的に発信者の預かり知らぬところで、発信者の通信の秘密やプライバシー権が直接、不可逆的に侵害されることになることなど、発信者情報開示に係る各種事情を踏まえた上で、「権利が侵害されたことが明らかであるとき」のみ開示を認めるという厳格な要件を明示的に設けているのである。 このような現行の開示要件の趣旨に照らせば、安易に緩和するのが相当ではないことは明らかであり、今後の議論においても、その点を前提とした慎重な検討が求められるというべきである。 【個人】	
要件の緩和によって、不法行為とならない匿名表現を行った者の発信者情報が開示されることはあってはならないと考える 【エンターテインメント表現の自由の会】	
発信者情報の開示は安易になされるべきではないこと、明白性要件の緩和には慎重な姿勢であるべきところは記載の通りと思量する。 【ヤフー株式会社】	
意見 5－8 権利侵害の明白性要件は緩和すべき。	考え方 5－8
「訴訟を提起した場合には確実に勝訴できることを証明した場合に限り裁判を提起できる」というのでは裁判を受ける権利を保障したことにはならない。現在の運用では、裁判になった場合には被告側に主張立証責任がある事実（例えば、摘示事実の真実性等）についてまで、そのような事実がないことが明らかであることの証明まで求められており、裁判を提起すれば勝訴できる場合についても発信者情報の開示を受けられず、裁判を提起することができなくなってしまう。 裁判を受ける権利を実質的に保障するための制度としては、訴訟救助制度があるが、訴訟救助を受けるための要件は、「勝訴の見込みがないとはいえない」というものである（民事訴訟法 82 条 1 項）。また、勝訴の見込みがないと言えない場合に訴訟を提起し結果的に請求棄却判決が確定しても当該訴訟提起が濫訴にあたるとして不法行為責任を負わされることもない。そう考えれば、発信者情報が開示されるための要件としては、「勝訴の見込みがないとはいえない」程度とするべきである。 【個人】	「適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多く、構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」と考えております。
新しい裁判手続きで明白性の要件は撤廃するべきである。 裁判所が、違法性を判断すれば足り、違法のうえに、さらに明白性を設ける意味はなく、要件事実論で実務に無用の混乱を招くだけだからである。 【弁護士】	
意見 5－9 開示要件の立証の程度について、疎明ではなく証明が必要。	考え方 5－9

「イ 開示要件等」(19 頁)での「開示要件の立証の在り方…」(19 頁)は「悪用・濫用」を防ぐ観点に立てば「証明」が妥当であるように思う。ところで、注釈 27 で「証明度(裁判官の心証の程度)」(19 頁欄外)との説明があるが、この「心証」というものの客観性はどのように担保されているのだろうか、との疑問を持った。『中間とりまとめ案』を読んで思うことは、解決の糸口は、明確性の確保と「悪用・濫用・濫訴の防止」を如何に構築できるかであり、プロバイダに説明する際に効いてくるのも、この点ではないだろうか。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
立証の程度については、各意見のうち、証明を維持し疎明にすべきでないとする意見に賛同する。現在でも仮処分手続においては、真実性がないことについて、債権者（代表者）の陳述書のみで疎明ありとされることが多い。陳述書に不自然な点がある場合や発信者に対する意見照会の結果如何によっては、本案訴訟で債権者（代表者）に対して反対尋問を行う必要が生じうるのであり、開示要件の立証は疎明ではなく証明によるべきである。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
意見 5－10 発信者の権利利益の確保が必要。	考え方 5－10
既存の裁判制度の改善、新たな裁判制度の創設、どのような制度設計を考えるにせよ、開示の可否の判断にあたって発信者の意見が十分に反映されることは重要であり、また、（権利侵害でない）匿名表現への萎縮が働くようなことも許されません。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	「被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくことが適当」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
本章では、非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを新たな裁判手続きとして創設することが検討されていることが示されており、その論点やそれに対する構成員の意見が整理されている。 その中で訴訟手続に代えて非訟手続とした場合の課題として、適法な情報発信を行う発信者の保護が図られなくなるおそれや、手続の濫用の可能性が指摘されている。今後の議論はこの懸念をベースに発信者の権利利益の確保に十分配慮した制度設計の議論を深めていただきたい。 もし非訟手続の議論をすすめる場合になった場合は、手続のプロセスをすべて記録し、広く閲覧を可能とすることは条件の一つになるだろう。 【一般社団法人インターネットユーザー協会】	
現状の仕組みとして、プロバイダが相手方として関与し、投稿者への意見を聞きつつ、証拠の不足や法律上疑義がある点について指摘をすること等によって、申告者からの濫訴的訴訟があった際に、不当な開示を防止する機能を果たしている。 仮にプロバイダの関与をなくす方向のみで検討をすすめると、裁判所において十分な審理がなされず、拙速	

な判断がなされ、発信者情報開示が不当に増加する懸念がある。現状のプロバイダの果たしている役割を維持できるようにプロセスを構成する必要があることに留意が必要である 【ヤフー株式会社】	イダであることに変わりはない」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見５－１１ スラップ訴訟の懸念への対応や、濫用・濫訴防止の方策が必要。	考え方５－１１
発信者情報開示手続きをより簡易なものとした場合、誹謗中傷名誉毀損等を理由にしたスラップ訴訟の氾濫を招き、結果としてインターネット上における表現活動が委縮するのではないかと懸念する。 【おおいた市民オンブズマン】	「手続の濫用の防止等については、（中略）新たな裁判手続の制度設計の具体化を図る中で、引き続き検討を深めていくことが適当」と考えております。
手続濫用の防止については、プロバイダにて実施する発信者情報の保有確認の手間を避けるという観点から、ログ保存前の段階にて適切な範囲を超えた要求をする手続きを防止するような仕組みとすることを要望します。 【株式会社 ＮＴＴドコモ】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
深刻な誹謗中傷などに苦しむ被害者を救済しきれていない一方で、会社や医療機関などから、口コミサイトや掲示板に従業員や顧客が書き込んでいると思われるネガティブな評価に関連する発信者情報開示請求がそれなりの件数に上ります。特に従業員が発信者である場合、真実性や公益性を有することで権利侵害に当たらないような場合であっても、ISP 事業者から意見照会が行われること自体が発信者への萎縮につながる場合があります（中には、それを期待していると思われる例さえあります）。 裁判制度上、スラップのハードルを下げずに被害者の救済のハードルだけを下げるとは困難だと思いますが、被害者への公的支援を充実させるなど、裁判制度全般の厳格さを維持しながら、被害者の泣き寝入り防止を図っていくことが期待されます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
➤ 手続の悪用・濫用防止の視点は非常に重要である。インターネットはきわめて中立的な世界であり、真に救済を必要とする被害者もいれば、攻撃的な悪意をもって手続を利用する「自称被害者」も多数存在することを常に意識すべきである。 ➤ 現行手続において生じている問題として、コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分において認容決定が下された場合、プロバイダ側がこれに対して保全異議、抗告を行っても間接強制停止の効果はないため、発信者情報は最初の認容決定の段階で開示せざるを得ない。ところが、後に保全異議や抗告が認められて認容決定が覆されても、開示した発信者情報を廃棄させたり、利用できなくさせたりすることはできない。このような不合理な結果をなくすため、仮処分決定により開示された情報は、後にその決定が取り消された場合には廃棄する義務を負わせ、かつ、利用を禁止する規定を置くべきである。	

➤ コンテンツプロバイダは、開示請求に対して最初に答弁する段階で、問題となっている発信者情報を保有しているか否かを明らかにするのが通常である。それよりも早く保有の有無を開示させることは、何も要件を定めなければ濫用のおそれが高く不適切であるし、何らかの要件を定めれば、結局その要件の該当性判断が必要となり、ログ保存の仮処分等と同じことになる。 【個人】	
手続が濫用される可能性に対しては、十分に考慮されるべきである スラップ訴訟を容認しないことを明示するべきである 【エンターテインメント表現の自由の会】	
意見５－１２ CP と AP のコスト負担や責任分担の在り方の検討が必要。	考え方５－１２
当事者構造について、当初の段階では発信者が不明であるため、電気通信事業者が当事者になること自体は、ある程度仕方がないと考えます。 各社とも、従来から通信の秘密を保護することが重要として事業運営に取り組んでおり、安易に発信者情報が開示されることになれば、表現全般への萎縮を招きかねないことから、発信者の意見を適切に聴取し、発信者が一定の理由を示して開示に同意しない旨を回答した場合は開示を拒否して裁判手続きに委ねるなどの対応を行っています。 ただ、ISP 事業者においては、ごく一部の利用者に関する発信者情報開示請求のために、法務担当者の稼働や弁護士費用など多大な負担を強いられており、そのコストは ISP 事業の健全な成長を阻害し、最終的には通信サービスの利用者全体に転嫁されてしまいます。 侵害情報が実際に流通する場となり、発信者に対して削除等の対応可能性も高いコンテンツプロバイダ側の手続きが仮処分であり、通信を媒介したにすぎない ISP 事業者が本訴に対応していることも、応訴負担のバランスという点で考慮すべきと考えます。本来的には、プラットフォームを提供して収益を得ているコンテンツプロバイダ側において、主要な手続を可能とする方策を検討すべきと考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
法改正により新たな裁判手続を創設することが適当であると判断された場合には、その制度設計においてコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ各々の固有の義務や責任分界を明確にすることが必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	
意見５－１３ 管轄や送達の問題点について改善すべき。	考え方５－１３
新たな裁判手続きがあるとしても、従前の民事訴訟法、管轄や送達の問題点については改善されるべきである。債権者の住所地に管轄を認めるべきこと、公示送達が限定的であること、民事保全法で決定が出た後の間接強制は領事館送達であることなど、非常に問題点が多いのでこの点の検討をするべきである。	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

【弁護士】

同部分では、発信者特定のための裁判手続の負担として、開示請求だけで2回の裁判手続が必要であることを述べている。

しかし、被害者の負担を増大させている理由は、こればかりではない。

すなわち、現在、発信者情報開示請求仮処分、同訴訟において、その管轄は、原則として被告の住所等を管轄する裁判所に管轄権が認められるところ(民事訴訟法3条の2第1項)、コンテンツプロバイダ、接続プロバイダの多くが東京に所在することから、実質的には、そのほとんどが東京地裁に申し立てられ、あるいは提訴されることとなる。

また、コンテンツプロバイダが日本国内に事務所、営業所を有していない海外企業である場合、民事訴訟規則10条の2及び民事訴訟規則6条の2により、やはり、東京地裁に管轄権が認められることとなる。

これにより、被害者が発信者情報の開示を裁判上請求するためには、東京地裁での対応を余儀なくされ、特に地方の被害者にとって、その負担は顕著である。

特に、仮処分においては、その緊急性から、申立後、1週間以内に期日が定められることが多いところ、例えば、九州から東京の場合、航空券だけでも1往復当たり8万円以上の出費となる。

また、仮処分の審尋は、発信者情報開示請求仮処分が、仮の地位を定める仮処分にあたることから、債権者審尋と双方審尋の2回行われることが多いところ、それだけでも2往復必要となり、交通費だけで16万円もの出費を被害者に強いることとなる。

加えて、被害者の代理人となる弁護士にとっても、遠隔の裁判所での審尋への出席は1件でも1日仕事となり、時間的な負担が重い。

さらに、東京地裁における発信者情報開示請求仮処分の運用として、管轄外供託を認めていない方針、及び供託所の原本を東京地裁へ持参することを要求される運用から、仮処分期日の時間帯によっては、供託のために宿泊を要することとなる。これは、代理人弁護士に対する負担がさらに加重するだけでなく、その分の費用もまた、最終的には被害者の負担となっている。

このような地方における被害者らの負担についても、同部分については考慮すべきである。

【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会 有志代表】

- (1) 発信者情報開示請求の仮処分の管轄を、請求者の住所地にも認め、全国の地方裁判所においても、発信者情報開示請求の仮処分を行うことができるようにするべきである。
- (2) 又は、新たに考えられる発信者情報開示請求の非訟手続の管轄を、請求者の住所地にも認め、全国の地方裁判所においても、当該手続を行うことができるようにするべきである。
- (3) 仮に、上述した手続において全国の地方裁判所に管轄を認めることができないとしても、電話会議に

より、請求者が東京地方裁判所等にわざわざ出頭する必要がないような手当をするべきである。 【個人】	
意見５－１４ 透明性の高い手続にすべき。	考え方５－１４
名誉毀損等が成立するかどうかは「グレーゾーン」の幅が広く、判断する人によってもブレが生じやすいという問題がある。非公開で審議される場合は第三者の客観的な検証がし難いので、公平な判断がされているかどうかのチェックシステムを組み込む必要性があるのではないか。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見５－１５ プロバイダの負担への考慮が必要。	考え方５－１５
新たな裁判手続の制度設計は、現状よりアクセスプロバイダの負担を減らすよう考慮頂きたいです。 【（一社）テレコムサービス協会】 新たな裁判手続の創設によりかえってプロバイダにコストがかかるような制度設計にならないようにすべきである。 （理由） 発信者情報開示請求の制度設計にあたっては、プロバイダの手続負担の軽減という利益も当然に考慮されなければならない、新たな裁判手続が創設されることにより、プロバイダに、これまで任意開示の判断に要していたコスト（＝新たな裁判手続が導入されることで判断の困難性が解消され削減が見込まれるコスト）を上回るような、新たな時間的コストや金銭的コストが発生することがあってはならない。このような手続に対応するためにコストがかかるようなことがあれば、プロバイダとしては、むしろそのコストを避けるために、余計な情報をもたないような形でのサービス運営を行うことになり、かえって被害者救済の観点で後退することになるため。 【楽天株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見５－１６ MVNO等の存在も念頭に置いた制度設計とすべき。	考え方５－１６
インターネット接続サービスの提供形態が多段化※し、アクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケースが増加している現状を踏まえると、発信者特定の実効性を確保する観点から、エンドユーザ（発信者）との直接の契約関係にあるサービス提供事業者が保有する情報の開示等も含めた制度設計を検討いただくことが重要と考える。 ※発信者（エンドユーザ）へのサービス提供事業者がアクセスプロバイダではなく、アクセスプロバイダからサービス提供を受けている事業者等が自社の顧客等にインターネット接続サービスを提供している場合 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

事業者が回線を卸している場合に、複数の事業者に対して請求を行い、都度調査が行われるために時間がかかる場合、等もあります。 IP アドレスから発信者を辿って特定する方法を取る場合、今後さらに特定が難しくなる可能性があります。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	
意見 5－17 1 回的な解決は実現性がない。	考え方 5－17
①の点については、内容としても不明瞭であるし、想定される手続にも問題が多く、賛同できない。 すなわち、「一般的に 2 回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを 1 つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能」とされているが、誰を名宛人（相手方）として手続を行うことを想定しているのかも明らかではない。 この点、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの双方を名宛人とする制度の場合、申立人はアクセスプロバイダが誰かを把握することが出来ない以上、コンテンツプロバイダが保有している発信者情報をもとにアクセスプロバイダを調査し、これを開示する以外にアクセスプロバイダを名宛人とする方法はないと思われるが、これは事実上、コンテンツプロバイダに発信者情報の一部を裁判所の判断を経ずに開示することを義務付けることにほかならず、コンテンツプロバイダにも過度の負担を負わせるものであって、相当ではない。また、現在の制度であれば、コンテンツプロバイダへの請求の段階で開示が否定されるような事案についてまでアクセスプロバイダが裁判手続に関与しなければならないことになり、アクセスプロバイダにも過大な負担を負わせるものでもある。 他方で、コンテンツプロバイダのみを名宛人（相手方）とする制度の場合、コンテンツプロバイダに対する決定により、アクセスプロバイダが発信者情報を保管又は開示する法的な義務を負担することとなるが、アクセスプロバイダは決定の名宛人ではない以上、アクセスプロバイダにそのような法的義務を課す根拠を見出すことは困難である。 このように、1 回の手続で簡便に開示を認める制度を創設することには、プロバイダに過大な負担を課することになるか又は理論的根拠に乏しいものである。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
アメリカでは仮名（John Doe）裁判とそのディスカバリー手続きにおいて裁判所の強制令状（subpoena）に基づく情報開示が可能であるが、ディスカバリーなどのアメリカの特異な裁判手続きはその負担や濫用についての批判も非常に強いものであって、日本に持ち込むべきではないものである。欧州では、欧州司法裁判所が、2020 年 7 月 9 日に、知的財産権執行指令の下で違法アップロードが行われたオンラインプラットフォーム運営者に権利者が要求できるのは関係するユーザの住所のみであってメールや電話番号は含まれないとする判決を出した所である事からも分かる様に、欧州全体でも、発信者情報開示については、このレベルでしか統	

一されておらず、今も基本的に各国法制による部分が多い。イギリスでは、裁判所の Norwich Pharmacal order による情報開示が可能であるが、これはそれぞれ情報を持っている者に対して訴えを提起して求めるものであって、1回の非訟手続きで各プロバイダーの情報開示を可能とする様なものではない。ドイツでは上記の欧州司法裁のケースで問題となった著作権法などとは別に2017年のネットワーク執行法（Netzwerkdurchsetzungsgesetz）によって通信メディア法（Telemediengesetz）第14条に扇動や中傷による権利侵害の場合の情報開示が規定されたが、この様なドイツの法制については今なおナチス思想を強力に取り締まっているドイツの特殊事情を考慮する必要がある事に加え、これも、裁判所への訴えにより、必要に応じて各プロバイダーに順次開示請求をする必要があるものであって、1回の非訟手続きで各プロバイダーの情報開示を可能とする様なものではない。フランスでは、2004年のデジタル経済信用法（Loi pour la confiance dans l'économie numérique）第6条等に基づき、仮処分に相当するレフェレ（refere）などにより、発信者情報開示を要求する事ができるが、これも同様に、必要に応じて順次開示請求をする必要があるものであって、1回の非訟手続きで各プロバイダーの情報開示を可能とする様なものではない。

【個人】

意見5-18 その他、新たな裁判手続に関する御意見。

考え方5-18

- ①プロ責法の発信者情報開示請求では特定できない案件が存在するところ、実務家が様々な工夫をしていること
- ②（このような工夫がなされていることを踏まえ）裁判所は例外的濫用事例のみをプロ責法第4条第3項違反とし、通常は上記のような「工夫」をもってプロ責法第4条第3項違反とはしていないこと
- ③ところが、一部の裁判所は、上記のような「工夫」をプロ責法第4条3項違反としており、一部の弁護士会もこれに同調しているところ、これらが被害者による被害回復のための発信者情報開示請求を萎縮させる、不当なものであること
- ④とりまとめ案を前提としても、新たなプロ責法のの発信者情報開示請求を経てもなお特定できない案件が残るところ、上記の一部の裁判所や弁護士会の動きを放置又は助長することは、被害者による被害回復のための発信者情報開示請求を萎縮させ、とりまとめ案が取りまとめられた趣旨に反すること
- ⑤新たなプロ責法においては、プロ責法第4条3項が認められる場合をこれまでの主流の裁判例に倣い、「発信者情報を取得した後、探偵等をつかってすべてを調べる、晒し者にする、すべてを暴露する、名前を世間に公表する」こと、発信者情報の開示を受けた際の通知書を（一部黒塗りした上で）公開すること、氏名、生年月日、住所等をインターネット上に書き込むこと、私的制裁を加えること等に限定し、上記の一部の裁判所や弁護士会の見解を否定することを明示すべきである。

【プロ責法4条3項を考える会】

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

新たな裁判手続に従ってプロバイダが開示を行った場合には責任を問われない旨、ガイドライン等で明確に記載していただくことを要望します。

【株式会社 NTT ドコモ】

「新しい裁判制度下では、原則として発信者の意見を照会する措置を講じる必要がある」とあるが、そのような対応はあくまでも発信者との契約に基づく義務の範囲内で、又は自主的に行われるものであり、発信者との契約の問題として捉えられるべきであると考えます。

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

裁判制度の設計等の検討にあたっては、他国における類似制度について調査し、参考にすることも有益と考えます。

なお、発信者情報開示を訴訟手続に代えて非訟手続で行う場合については、具体的な制度設計案が明確になった段階で、改めて意見公募手続を行うことを希望いたします。

【弁護士】

「ウ その他（手続の濫用の防止等）」では非訟手続の悪用や濫用の防止についての指摘が示されている。文中にある通り、現行のプロバイダ責任制限法第4条第3項においては発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない旨が定められており、これをより実効性のあるものとする議論が求められる。特に電話番号を新たに開示対象とし、その番号を使って発信者に直接連絡するために用いることは、目的から必ずしも大きく逸脱した用い方であるとはいえないという整理を行うのであれば、裁判外での発信者への嫌がらせなどを防止するために必要な措置である。申立ての取下げの要件の検討も同様に、目的から逸脱した形で手続が悪用されないような実効的な措置が必ず求められる。

また事前にコンテンツプロバイダがどのような情報を持っているかについて開示させる方策については、その範囲が広すぎ、コンテンツプロバイダに大きな負担を与えるおそれがあるため反対する。コンテンツプロバイダにも様々な規模があり、個人やスタートアップ企業などの小さなチームによるサービスの存在を無視はできない。またどのような情報を持っているかはサービスの仕様変更などによって変化する。本検討の目的は円滑な被害者の権利回復であるので、開示対象となる情報を持っているかを問い合わせることで目的は達せられるはずだ。

【一般社団法人インターネットユーザー協会】

「発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置」（19頁）については、慎重な検討が必要である。仮に、申立等の受理後に無条件に発信者に対して裁判所から通知がなされたり、発信者の出頭が求められたりする形となれば、それだけでも発信者にとっては心理的な負担となり、手続き濫用のおそれが生じると同時に匿名表現を委縮させることとなるからである。

6. ログの保存に関する取扱い	
意見 6－1 特定のログ保全の仕組みの導入に賛成。	考え方 6－1
一律のログ保存義務は、事業者にとっても管理コストの観点から対応することが困難です。そのため、個々の事案に関連する特定のログを保全できる仕組みを検討することについて、賛同いたします。しかし、個々の事案に関連する特定ログの保全が濫用されることを回避することも留意して、当該仕組みの検討を進めることが必要だと考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	賛同の御意見として承ります。
発信者の特定には通信ログを利用するのが有効である一方、電気通信における個人情報保護の観点からは最小限の保存を推奨されている点から、「一律のログ保存を義務化するのではなく、権利侵害か否か争われている個々の事案に関するログを迅速に保全できるようにする仕組みとすること」に賛同いたします。 また、中間とりまとめでは参照されていませんが、下記ガイドラインの記載からも、個々の事案に関するログを保全することは妥当と理解しております。 － ログ(通信履歴)の保存期間について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」第 32 条第 1 項の注釈として「通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ～(中略)～の保存については、一般に 6 か月程度の保存は認められ～(中略)～より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1 年程度保存することも許容される。」と記載。 － 「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」第Ⅲ章 3 の脚注 5 に「請求者から、発信者情報開示請求に先立ち、発信者情報を消去しないよう保全要請がなされる場合がある。～(中略)～プロバイダ等が当該書面により発信者情報を保全することが合理的であると判断したときは、プロバイダ等は、合理的期間を定めて例外的に発信者情報を保全できるものと考えられる。」と記載。 なお、今後、個々の事案に関するログの保全に向け、制度設計やガイドライン改定を検討する際には、ケーブルテレビ事業者を含むアクセスプロバイダの実務的な意見も反映いただくよう要望します。 【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】	
一律のログの保存義務ではなく、権利侵害情報か否か争われている特定のログの迅速な保全について検討する点について賛同する。 P. 17「2. 新たな裁判手続の創設について(2) 新たな裁判手続の制度設計における主な論点」の②にもあるように、アクセスプロバイダによるログ保存期間の経過が、発信者情報開示請求の課題の一つとして挙げられており、その課題解決の手法として、特定のログを迅速に保全可能とする仕組みが考えられるが、その方策として、実体法上のログ保存請求権を創設することを検討してはどうか。 また、本件仕組みを検討するにあたっては、必ずしも新たな裁判手続きの創設が前提となるものではなく、	

既存の仮処分手続において、実体法上のログ保存請求権を行使することが可能になれば、これまで通りアクセスプロバイダに対する訴訟に至るまでの時間的懸念を払しょくすることができることについても留意し、検討を進めていただきたい。 【ヤフー株式会社】	
権利侵害の明白性について十分な検討を尽くして判断することを考えると、開示関係役務提供者において仮にログを抽出・保全し、権利関係が確定したのちに開示を行えるようにすることは、被害者の救済と、通信の秘密の保護を両立させる方法として、妥当な解決策だと考えます。 すでに実務でも、被害者側から仮処分の申立て、または裁判外の要請で発信者情報を消去しないよう申出がなされることがあり、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」においても、その場合の対応ができることについて言及しています（ガイドライン3 ページ脚注4、6 ページ脚注5）。 コンテンツプロバイダにおいて権利侵害の明白性の判断がつかず、開示までに時間がかかるような場合でも、コンテンツプロバイダから ISP に対して係争中である旨を適切に通知するしくみがあれば、ISP としても一定期間の保全に応じられるとする余地が十分あります。 係争と関係のない利用者の通信の秘密に与える影響もないため、今後、実務的な問題点などを ISP 事業者とも調整しながら、実効性の高い制度を検討していくことが期待されます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
意見 6－2 特定のログ保全の仕組みの導入に反対。	考え方 6－2
現行の手続きにおいて、ログ保存に関して、何が問題で、具体的に何をどうしようとしているのか、全く理解する事ができないこの部分の記載は全面的に改めるべきであり、ログの保存についても現行の手続きを前提に問題点を洗い直し、その迅速化に資する検討に注力するべきである。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 6－3 特定のログ保全について、実効性に懸念。	考え方 6－3
○とりまとめ案では一律のログ保存義務ではなく、個々の係争事案に限定して迅速にログを保全できる手続を提案しているが実効性がなく反対であり、当該記載は削除すべきである。 ○発信者情報開示請求権を実効性のあるものとするためには、一律のログ保存期間延長・ログ保存義務が必須である。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

このような手続きが実現すれば、「投稿に気づいた時点ではすでにログ保存期間が経過しており、発信者の特定ができなかった」という事態は回避できると思われる。 ただし、現状では、コンテンツプロバイダから開示された IP アドレスに基づき、請求者がアクセスプロバイダを特定のうえ、ログ保存手続きを取っているが、「発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出」につき、コンテンツプロバイダがどこまで協力するかによって実効性が変わってくると思われる。 また、提出された IP アドレスからアクセスプロバイダを特定する作業は、どこが行うのか不明であるが、被害者に情報を秘してということであれば、コンテンツプロバイダが行うことになると思われるところ、例えば、「2ちゃんねる」や「5ちゃんねる」の管理者が、そのような手続きに応じるかといえ、可能性は非常に低いのではないかと考えられる。 そうすると、裁判所（あるいは第三者機関）が担うということになるだろうが、はたしてどこまで可能か、実現可能性に疑問がある。 【弁護士】	
意見 6-4 事業者に対する一律のログ保存の仕組みが必要。	考え方 6-4
中間報告案では、ログについては「一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」としているが、特定電気通信役務提供者は個人データを扱えば個人情報取扱事業者等にも該当し、特定電気通信に係る義務と共に個人情報保護法上の義務も課せられるところである。このため個人情報取扱事業者等には個人情報保護法に従ってログ保存、定期的な分析をする義務があるが、個人データについては「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」（法 19 条）と定められているところである。このため、ログの保存期間については、個人情報保護法上の「利用する必要」を明確化するため、「個人データの保存期間を 6 カ月は必須、1 年間保存することが望ましい」と言ったことを定めていただきたい。なお、定めるのは、プロバイダ責任制限法本文よりも、個人情報保護に関する実務的なガイドラインである「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」が良いと考える。また、保存中のログの漏えいリスクを鑑み、ログへのアクセス制限や、改ざん防止措置についても併記すべきと考える。 【情報セキュリティ大学院大学 湯浅研究室 有志一同】	「ログについては、通信の構成要素であることから、通信の秘密として保護される対象であり、従来、ログ保存の義務づけにはかなり慎重な検討がなされてきたことに加え、むしろ、プライバシー等の観点から、IP アドレス・タイムスタンプなどのログについては、業務上の必要がなくなった場合には消去しなければならないこととしている既存の法制度の考え方との整合性、プロバイダの負担、海外事業者への義務づけの実効性等の観点から、一律のログ保存の義務付けは困難である」との指摘が多く、多くの構成員からあったことも踏まえると、「この課題に対応するに当た
2-(3) で述べたとおりアクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求の実務に要する期間よりログの保存期間が極端に短く発信者の特定に至らないケースもあることから最短保存期間の義務付けが必要と考える。 【一般社団法人 日本レコード協会】	
プロバイダが保有するすべてのユーザーのログについて、一定以上の保存を義務付けるべきである。	

発信者情報開示請求においては、接続プロバイダによるログの保存期間が3か月から6か月程度と短いため、被害者が、対応できる弁護士に相談に来るまでにすでに対応が不能となっているケースや、有力な証拠となる投稿について、開示ができなくなっているケースが頻繁に発生する。 そこで、プロバイダが保有するすべてのユーザーのログについて、少なくとも1年程度の一律の保存を求めるべきである。 なお、利用目的との関係では、義務付けられた期間は、まさにログを保存する義務があり、利用する目的があることとなるため、個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに反する取扱いとはならないものと思料する。 【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会 有志代表】	っては、一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である」と考えております。
意見6-5 事業者に対する一律のログ保存の仕組みには慎重。	考え方6-5
構成員の多数意見に賛同 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	賛同の御意見として承ります。
一律のログ保存義務を設けないことに賛同します。 【株式会社 NTTドコモ】	
取りまとめ案でもすでに示していただいておりますが、改めて電気通信事業者の団体として、一律の保存延長の義務付けについては、まったく賛成できません。 電気通信事業者は利用者の通信記録（ログ）を、適切な事業運営のために取得していますが、これはあくまでも通信設備の安定的な維持と、利用者に公平に料金を負担していただくために行っていることで、権利侵害情報の発信者の探知や、場合によっては犯罪捜査などに用いることは、本来の使い道ではありません。 保存期間も通信サービスの提供のために必要最小限のものとしており、それ以外の目的のために保存期間を一律に延長することは、通信事業者におけるログ保存の目的を大きく変質させるものです。 利用者が安心して生活やビジネスのために通信サービスを利用できるのは、電気通信事業者が通信の秘密を守り、誰からも通信に干渉されることがないという信頼があるからです。必要以上にログを取得し、保存することは、利用者の通信サービスへの信頼を損なうことになりかねません。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
極めて少数の権利侵害ユーザの情報を保存するために、圧倒的多数の他のユーザの情報も含めてサービス提供に必要な期間を超過してログ保存を義務付けることは、コンテンツプロバイダに対する過大な負担となり、結果として国内外コンテンツプロバイダによる日本におけるサービス提供を萎縮させることとなりかねない。また、サービス提供に必要な期間を超過した個人情報の保存は、日本だけでなく他国の法制度との関係でも問題を生じうることから、義務付けられた場合に日本国外のコンテンツプロバイダがこれを遵守できな	

い可能性がある（実質的に海外事業者の参入障壁となりかねない）ことも考慮すべきである。 【個人】	
意見 6－6 その他、ログ保存の仕組みが必要。	考え方 6－6
総務省「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き（令和 2 年 5 月版）」によると、「帳簿やシステム記録等で利用者の出入りを十分把握できる場合は、必ずしも Wi-Fi システム側で利用者情報の確認や認証を行う必要はありません。」とされている。また同手引きでは、「また、Wi-Fi 提供者は、利用者がいつ、どこにアクセスしたかというアクセスログは、業務上必要な場合のみに記録・保存が認められ、利用者の意に反する使い方はできません。」とされており、Wi-Fi 提供者の提供する通信環境下で侵害投稿が行われた場合、通信経路を辿って発信者を特定することは困難となることが考えられる。 よって本中間とりまとめでは、「Wi-Fi 提供者は、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定するために必要なログを保管すべきである」との考え方を示すべきと考える。 【情報セキュリティ大学院大学 湯浅研究室 有志一同】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
この問題の根源は、SNS 事業者がログイン時ログのみしか保存しておらず接続時ログを保存していないことにあるので、SNS 事業者に対して、接続時ログも保存するように働きかけることも必要であるように思われます。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	
著作権侵害にかかるアクセスプロバイダへの発信者情報開示においては権利侵害事実の確認、侵害証拠の取得、権利者による鑑定、代理人による開示請求書類の作成のために開示請求まで 1～2 ヶ月を要し、アクセスプロバイダが保有するログが請求時には消去されており発信者の特定に至らないケースが起きている。昨年度の発信者情報開示請求の際の事例としてログの保存期間が 2 週間としているアクセスプロバイダがあり、請求時にはログが既に消去されており、発信者の特定に至らなかった。このようなことが無いような方策が必要と考える。 【一般社団法人 日本レコード協会】	
意見 6－7 ログ保存が問題ない旨をガイドラインに追記することに賛同。	考え方 6－7
通信の秘密の保護の観点から、通信の秘密に係る情報の保存が許される場合であっても利用目的達成後においては、その個人情報速やかに消去しなければならないとされているため、プロバイダが当該手続に従ってログを保存した場合には通信の秘密の侵害にならない旨をガイドライン等で明確にさせていただくことを要望します。また、過剰な範囲のログ保全がなされないように、適切な範囲を明確にさせていただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	賛同の御意見として承ります。

「特定のログを保全しておくことは通信の秘密やプライバシー保護の関係で問題とならない旨について、例えば『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン』に記述するなど、明確化を図ること」が有用であることについて賛同します。 【株式会社日本国際映画著作権協会】		
また、一定のログの保全が通信の秘密の侵害に当たらないようにガイドラインで明確化することは、事業者の予見可能性の観点から望ましいことであると考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】		
意見 6－8 プロバイダの負担を考慮して検討を行うべき。	考え方 6－8	
コスト増等、事業者実務への影響を考慮のうえ、被害者救済の観点から必要な範囲で、現実的な仕組みを検討いただきたい。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。	
アクセスプロバイダに対して特定ログの保存が求められた際には作業負荷やコスト増が見込まれることから、例えば上記コストを関係者で応分負担する仕組みの導入等の検討が必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】		
コンテンツプロバイダの負担を考慮し、ログ保存や情報の取得手続の適切な在り方を慎重に議論すべき。 (理由) アクセスプロバイダがコンテンツプロバイダに対して発信者情報を提出させることができるとなると、結局コンテンツプロバイダのログ保存に係る負担が増大することとなるほか、既存の法令との整合性が保たれなくなるおそれがあるため。 【楽天株式会社】		
2021 年 5 月までには、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）による改正電気通信事業法が施行され、通信の秘密が海外事業者に対して域外適用されることを前提とした運用が開始される予定と理解しているが、本検討及びそれらの検討に当たっては、実際の海外事業者のオペレーションを的確に把握し、海外事業者の参入障壁とならないように適切に検討すべきである。 また、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続という分割された手続は、どちらも司法手続によることを念頭に置いたものと思われるが、特に①について、発信者情報の保全が義務づけられることとなるアクセスプロバイダが、当該手続においてどのような立場にあるのか、また、義務を課すことを正当化できる適切な手続保障があるのか等が明らかではなく、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの双方に過大な負担となるおそれがあるため、制度設計に際しては、慎重かつ丁寧な検討を要する。		

さらに、ログの保全が通信の秘密やプライバシー保護の関係で問題とならない旨をガイドラインへ記述すること等を検討とあるが、当然のことながらガイドラインに記述することをもって正当化されるものではないため、一定の手續に則って特定のログを保全することがなぜ通信の秘密やプライバシー保護の関係で問題とならないのかという正当化根拠の説明が前提として必要である点に明確に言及すべきである。 【個人】	
意見 6－9 その他、ログの保存に関する取扱いについての御意見。	考え方 6－9
インターネット接続サービスの提供形態が多段化※し、アクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケースが増加している現状を踏まえると、発信者特定の実効性を確保する観点から、エンドユーザ（発信者）との直接の契約関係にあるサービス提供事業者が保有するログ保全を含めた制度設計を検討いただくことが重要と考える。 ※発信者（エンドユーザ）へのサービス提供事業者がアクセスプロバイダではなく、アクセスプロバイダからサービス提供を受けている事業者等が自社の顧客等にインターネット接続サービスを提供している場合 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
アクセスプロバイダの立場で言えば、このような仕組みを特に設けなくとも、現状では、多くのアクセスプロバイダが任意のログ保存請求があれば応じていると思われ、特に現状で大きな支障があるとも思われません。14 行目にある「法改正を視野」に入れる程の仕組みとは何なのかが不明です。何らかの機関が仕切って、プロバイダにログ保存を命じたり要請したりすることを想定しているのか、イメージがわかりません。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	「具体的には、例えば、①発信者を特定する手續と、②特定された発信者情報を開示する手續を分割し、①について、発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けること」と考えております。

7. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題	
意見 7-1 海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠。	考え方 7-1
日本で権利被害が発生している場合に、コンテンツプロバイダが海外に所在するというだけで、被害者の負担が非常に重くなることは、望ましいことではありません。 少なくとも、日本国内に相当数の利用者がいるなど国内で一定の影響力を有し、収益を得ているコンテンツプロバイダについては、日本からの権利行使を円滑に行えるような対応を求めたとしても、被害者のおかれていた立場に比べて過重な負担を求めることにはならないと考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	賛同の御意見として承ります。
まず①発信者情報開示の制度が、発信者情報を保有する事業者に至るまでの発信者情報開示の連鎖の過程に在る全ての事業者に対して、適切な効力（あるいは強制力）を持つことが必要である。 無論、一国の法律、裁判において実現しうることに限界があるため、海外の事業者も含めた全ての者との関係において実効性を確保するためには、法改正に止まらず、国際的な協力体勢を構築することが必須であると考えます。発信者情報開示制度の在り方に関する研究会としては、その立場上、直接取り扱える問題に限界があるかもしれないが、海外事業者に対する問題を送達に限定することなく、少なくとも今後解決すべき課題として、実効性担保の面も含め、積極的な議論や提言を期待したい。 なお現状、このような国際的な取り組みの中心的な役割を果たしうる団体としては、インターネット上の IP アドレスやドメインの割当・管理を行なっている ICANN が挙げられる。しかし残念ながら ICANN において、権利侵害が行われていることを放置するような悪質なホスティング事業者やドメインレジストリ／レジストラに対して、毅然とした対応を十分に採っているとは言い難い。 【漫画海賊版サイト対策会議弁護団】	
利用者数が多く、それに応じて誹謗中傷の件数も増えやすい SNS は海外サービスであることが多く、現行の発信者情報開示請求手続きでの開示がなされないことが多々あります。 本検討は有意義なものだと考えます。 【株式会社プラチナムプロダクション】	
海賊版サイトは、そのほとんどが海外にサーバを有していることから、海外での開示請求に実効性を持たせるような国際協調、取り組みが必要だと考えます。海外のプロバイダに対する発信者情報開示請求においては、日本における仮処分や判決がより迅速に海外で実行されるような仕組みを導入いただくことを強く希望いたします。 【株式会社 KADOKAWA】	
「海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。」との記述	

に賛同する。新たな裁判手続きの検討は、その創設の可否も含めて慎重に行われるべきものであることから、現行制度においても、被害者の円滑な救済の観点から、国内代表者等への送達の可能性についての検討が必要である。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
意見 7-2 会社法上の外国会社の登記を促すことが必要。	考え方 7-2
まずは、日本から発信される情報を継続的に媒介している事業者については、日本において取引を継続しようとする者として、日本における代表者を決めさせた上で（会社法 817 条 1 項）、外国会社の登記をさせるべきである。外国会社の登記をするまでは、日本から発信される情報の媒介業務を行わせないようにするべきである（会社法 818 条 1 項） 【個人】 これまで会社法上の登記義務が適切に履行されれば解消される問題も多いのにもかかわらず、国の怠慢により適切に運用されてこなかったことを反省し、適正化に向けた日本国としての意見表明を行うべきである。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 7-3 外国会社に関する送達制度や管轄の規定を見直すべき。	考え方 7-3
海外のコンテンツプロバイダとの係争は件数も多いと考えられ、その多くは名誉毀損やプライバシー侵害などの被害救済のためと考えられますので、新たな裁判手続の創設を既定方針として考えることなく、問題となる送達などにおいて、民事訴訟法の特例を検討するなど、現状の制度のうち分野特有の問題に対応できていない点から検討していただきたいと思います。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 ①海外の事業者に対する発信者情報開示は、東京地方裁判所に管轄が限定されており、大きな負担となっている。住所地から送達できるよう改善するべきである。 ②送達条約非加盟国への手続きが領事館送達になっているが、決定をメール等で送付すれば開示等に応じる事業者も存在する。公示送達等を弾力的に可能とするよう民事訴訟法の送達制度を見直すべきである。 ③結局日本の弁護士が受任するにもかかわらず、英訳文の送付を義務付けるのは迂遠であるため、改善を図るべきである。 ④民事保全で決定がでた場合でも、間接強制は、領事館送達になるため、期日の通知等について、EMS 等で可能にするべきである。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
海外事業者は国内に裁判などの代理権限を有する出先を設けるよう法定すべきである。現在は、海外事業所に対して裁判手続きを行わなければならない、資格証明書の取り寄せ、英文での裁判書類の作成、送達の困難さ	

など多くのハードルがあり、弁護士費用も時間もかかり、多くの被害者を断念させている。 発信者情報にかんして非訟手続きを設けることのみでは海外事業者に関する被害者救済上の問題は解決しないので、民事訴訟法の改正をふくめた、包括的なインターネット上の人権侵害情報対策法整備が必要である。 また、海外事業者の場合も含めて、被害者の負担を軽減するため、被害者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加すべきである。 【弁護士】	
意見 7-4 海外事業者への開示請求の実態を踏まえた上での検討が必要。	考え方 7-4
海外事業者に対して発信者情報開示請求手続きを行うために一般的に長い期間を要することは、翻訳の手間や、国際礼譲、司法管轄権の抵触の回避といった観点からして必然的にやむを得ず生じる現象であるため、当該事項のみを新しい裁判手続を導入する根拠にするのは、不適切であると考えます。そのため、新しい裁判手続の導入可否と、海外事業者に対する発信者情報開示請求手続きは分けて議論されるべきだと考えます。 海外事業者に対する発信者情報開示請求手続きに不必要な時間がかかっているかなどの具体的な立法事実の確認を踏まえつつ、新たな裁判手続によって海外事業者に対して発信者情報開示請求手続きを実施し得ることとした場合、海外事業者に過度な負担を課すことにならないかという観点も留意しつつ、実効性のある方法を検討すべきだと考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】 海外事業者への発信者情報開示に関する課題については、挙げられている海外事業者の課題の実情を精査した上で、かかる実情があると認められる場合には、対応を検討すべきであると考えます。 【ヤフー株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 7-5 電気通信事業法上の外国法人の指定国内代表者と発信者情報開示制度の関係については慎重な議論が必要。	考え方 7-5
次の点に鑑み、電気通信事業法上の指定国内代表者又は指定国内代理人に対して、発信者情報開示関連訴訟の代理権が与えられていると解釈すべきかどうかは、慎重に検討すべきと考えます。 ①電気通信事業法上の外国法人の指定国内代表者又は指定国内代理人が代理権を付与されている範囲は、あくまでも電気通信事業法上の電気通信役務に関する行政手続に限られ、発信者情報開示関連訴訟にまでは及ばないのではないかと。 ②電気通信事業法上の指定国内代表者又は指定国内代理人に発信者情報開示関連訴訟の代理権まで与えられていると考えることは、外国に所在する親会社は、法人格が異なる、その関連会社や子会社から独立して事業を行うものであるという会社法制における基本的な考え方に反するのではないかと。	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】 国内に所在する関係者への送達については、民事訴訟法上の送達制度との整合性には留意が必要であり、他の法令の制度を安易に流用すべきではない。 特に、電気通信事業法上の規律は発信者情報開示請求とは目的・趣旨を全く異にし、電気通信事業法の規律に基づく代表者が、必ずしも発信者情報開示請求の名宛人として適切というわけではないことから、慎重な検討が必要である。 【個人】	
意見 7-6 その他、海外事業者への発信者情報開示に関する課題についての御意見。	考え方 7-6
海外事業者における裁判外（任意）開示の促進という観点からのご検討いただきたく存じます。 【株式会社東洋経済新報社】 発信者情報開示については、プロバイダが判決又は決定により法的義務を負う以上、反論の機会の告知である申立書の送付を安易に簡便化すべきではない。 なお、仮に非訟事件手続を採用するとしても、ハーグ送達条約において判決や決定まで簡易な手続きでの送達認められているわけではなく（簡易な手続きによる解決は申立てに限った話である）、申立てのみを簡易にすることによって得られる利益は限定的である。 【個人】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
総務省だけでなく、各府省と連携をとりながら実態把握から進めていく必要がある 【エンターテイメント表現の自由の会】	

8. 裁判外(任意)開示の促進	
意見 8-1 任意開示の促進に総論賛成。	考え方 8-1
おっしゃるとおりです。被害者救済の迅速化のみならず、その負担軽減するとの観点からも、権利侵害が明らかな場合には裁判外での任意開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきだと考えます。 【株式会社東洋経済新報社】	賛同の御意見として承ります。
著作権侵害にかかる発信者情報開示請求の場合、侵害が明白である場合が多く 2-(2) で述べたとおり裁判外で開示される事例が多くなっている。しかしながら、発信者の同意が得られる場合以外は、裁判外での開示を決して行わないアクセスプロバイダも存在しており、会社の方針として裁判外の開示を行わないと思われるプロバイダが開示の判断を行いやすくするような施策が必要であると考えます。 【一般社団法人 日本レコード協会】	
本項目に示された、裁判外(任意)での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきという指摘には賛成いたします。 【株式会社 KADOKAWA】	
権利侵害が明白な場合には、裁判外でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましいという点について、同意する。 【ヤフー株式会社】	
「権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であると考えられる。」とする記述に賛同する。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
意見 8-2 ガイドラインの追加に賛成。	考え方 8-2
名誉棄損やプライバシー侵害については、裁判においても裁判官によって判断が分かれることが多く、権利侵害の明白性についての判断リスクをプロバイダが負う必要があり、任意開示の促進にはつながらないため、任意開示に応じても責任を問われない具体例をガイドラインに記載いただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	賛同の御意見として承ります。
ガイドラインなどの整備は、中小規模の事業者の判断を支援する観点から有効であるため、賛同いたします。明確化された開示要件を踏まえ、プロバイダが、発信者との間の契約に基づき、その裁量で開示を決定できることは、プロバイダが自主的に適切な情報の流通環境を整備するインセンティブやイノベーションを担保することに寄与します。そのため、開示要件の明確性を拡充すること自体は望ましいことであると考えます。	

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見 8－3 独立した専門的な第三者機関の設置による任意開示の促進を検討すべき。	考え方 8－3
できれば、裁判手続を経ることなく、専門的な第三者機関を創設し、当該第三者機関がプロバイダに開示要請をする仕組みを検討すべきである。もっとも、仮に裁判手続を経たとしても、現行法ではあまりにも被害者に時間的・金銭的、手続的コストがかかりすぎているために、簡易に迅速に低コストで裁判が出来る仕組みも検討すべきである。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
また、紛争の一回的解決にあたって、判断の適正性を担保する仕組みも同時に検討することが望ましいと考える。特に裁判所においても、件数の増加によってリソースの逼迫の懸念があることから、裁判所内外における、専門的機関を構成していく等の解決策を検討していく必要があると考える。 【ヤフー株式会社】	
民間相談機関の充実も重要な課題ですが、この間のネット上の人権侵害の被害の深刻性をふまえるならば、やはり政府が専門的な第三者機関を設置して企業からの相談を受けたり、提言を行ったりすることが不可欠だと考えます。政府が過剰にネットに介入することに対する慎重論は当然あるかと思いますが、ネットの問題に対する取り組みの世界的な流れに即して考えた場合、やはり公的機関の関与は避けて通れない問題です。 この点についても慎重論が多いことは承知していますが、たとえば冒頭で触れたヘイトスピーチのように、すでに関連する法律が制定されており、権利侵害の明白性が比較的思考しやすい言動については、プロ責法に新たに明記することを含め、積極的に検討する必要があるかと思えます。 【個人】	
意見 8－4 開示免責は困難であることに賛成。	考え方 8－4
開示関係役務提供者に対して、過失による誤開示の場合の免責規定を設けることは適切ではないとする取りまとめに賛同します。 仮にこのような規定が設けられた場合、確かに裁判外の開示は進む可能性があります、ある程度の誤開示を伴ってでも発信者情報を開示するように誘導する立法をすることにほかならず、通信の秘密の保護を定めた憲法との関係さえ懸念されます。 誤って自身の情報を開示されてしまった発信者にとっては、原状回復ができないことはもちろん、誰からも補償が得られないという、きわめて不当な結果になります。表現活動全般への萎縮効果は相当程度懸念されますし、開示関係役務提供者にとっても、日頃から通信の秘密保持に細心の注意を払っていることと大きな矛盾が生じるものです。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	賛同の御意見として承ります。

「判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は不適當であると考えられる。」との記述に賛同する。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
意見 8－5 判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を導入すべき。	考え方 8－5
相談機関や事例ガイドラインがあっても、結局のところプロバイダとしては発信者からの責任追及を懸念して任意の開示には躊躇すると思われる。 端的に、開示の際の免責要件を規定するほうが望ましいのではないかと。もっとも、要件を厳格にしてしまうと実効性が薄まるので、発信者の表現の自由とのバランスを図る必要はあるが、ある程度緩やかにすべきと思われる。 【弁護士】	「発信者情報は、その性質上、いったん開示されてしまうと原状回復が難しいこと、また、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、発信者情報が開示されるケースが増加すれば、適法な情報発信が行いづらくなるなど、表現活動に対する萎縮効果を生じかねないこと、さらに、発信者情報開示制度の悪用や濫用、濫訴等のリスクが高まる可能性や、不真面目なプロバイダによる不適切な対応を是認する形になる可能性などの懸念が払しょくできないことから、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は不適當である」と考えております。
とりまとめ案は、「判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は不適當」であるとして、免責を否定する。 しかし、このような免責の否定が、上記の「権利侵害の明白性」の要件とともに、プロバイダをして任意開示を委縮させている大きな原因となっており、一方で、不開示について免責規定がある現状では（プロ責法4条4項）、積極的な任意開示は望めない。 また、発信者たる発言者は、少なくとも、それが客観的に権利侵害行為に当たり得るとされる場合につき、発言の対象となった被害者たる相手方に対して、基本的には、自身の発言内容に責任を持ち、直接相対して責任の有無の判断を受けることは本来甘受すべきであり、プロバイダを隠れ蓑にすることを積極的に国が追認しているかのような現状は不当である。 これまで、国は、これらの制度の整備を先送りにし、その結果、本年のような痛ましい事件を生じさせているのであり、インターネット上で生じたことであっても、これを現実社会と簡単に切り離さず、現実被害者が救済を受けられる社会を構築すべきである。 特に、上述のとおり、本年の電気通信事業法の改正により、外国法人も、電気通信事業法の規制を受けやすくなることに鑑みれば、その影響は大きいといえ、不開示の免責との均衡を図るためにも、開示の軽過失免責を導入すべきである。 【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会 有志代表】	考え方 8－6 「逐条解説における「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しない」
意見 8－6 明白性要件の明確化が必要。	
「権利侵害の明白性」について裁判実務では「違法性阻却事由の存在を伺わせる事情がないこと」と解されている（責任阻却要件は含まない。実際にも、例えば名誉毀損における「真実相当性」をプロバイダが立証することは困難であろう）。	

しかしながら、名誉毀損についていえば、違法性阻却事由のひとつである「真実性」については、「伺わせる事情がない」ととどまらず、「投稿内容が真実ではないこと」の立証まで要求されているというのが、代理人として多数の開示請求に携わってきた当職の実感である。 このような消極的証明は、一般的にも困難であるうえ、投稿内容が抽象的である場合、それに対応して想定される「真実ではないこと」の範囲が非常に広範になることがあり、實際上、権利侵害の明白性の立証は極めて困難か、あるいは負担が重くなってしまう。 例えば、「〇〇は犯罪者である」という表現について、「違法性阻却事由の存在を伺わせる事情がないこと」であれば、「犯罪者であることを伺わせる事情がないこと」となるから、具体的には、例えば会社員として問題なく勤務しており、私生活上もトラブル等はないことを在職証明・陳述書で立証すれば足りると思われるが、「犯罪者ではないこと」を立証しようとした場合には、例えば、市町村が作成する「犯罪人名簿」に記載がないことを弁護士会照会によって開示してもらう、のような対応が必要だとすれば、（本人が名誉毀損の被害者であることも考慮すれば）過度の負担と言わざるを得ない。 【弁護士】	との記載について、例えば名誉毀損に関していえば、真実性などの違法性阻却事由のことを指しているのか、真実相当性という発信者の主観まで被害者側において明らかにすることを求めているのかが明らかになっていないことから、これを整理して、逐条解説等において明確化することが必要である」と考えております。 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
早急な被害者救済を図るために、プロバイダ側での権利侵害の明白性の判断の負担が軽くなるような制度設計をすべきである。現状、発信者情報開示請求があった場合における明白性の判断基準すら明確化されていない状況であり、少なくともこのような判断基準の明確化を早急に行っていただきたい。 （理由） 発信者情報開示請求がなされた場合、プロバイダ側では、ほとんどのケースで、可能な限り情報を集めたとしても権利侵害が明白であるかどうか判断できず、裁判手続に委ねてしまうという現実がある。これにより被害者救済に時間がかかってしまうだけでなく、プロバイダに裁判手続に参加するための数々のコストが発生し、これがプロバイダにとって過度の負担となっている。発信者情報開示請求の制度運営にあたっては、プロバイダの手続負担の軽減という利益も当然に考慮されなければならないところ、少なくとも、プロバイダ側での明白性の判断基準が明確になりプロバイダ側である程度定型的にこの明白性の判断ができるようになれば、必要なケースにおいて任意に早急な情報開示がなされ、被害者救済につながると考えるため。 【楽天株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 8－7 民間相談機関の判断に従って開示した場合の免責が必要。	考え方 8－7
相談機関のアドバイスを受けて開示したものの、事後になって開示の判断が誤りだった場合にプロバイダが免責されるという規定をガイドラインに記載いただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】 一般的には、民間相談機関の充実等の取組みにより、裁判外の開示を増やす効果があると考えられます。	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

一方で、現状では、アクセスプロバイダにおいて、発信者への意見照会において不同意の回答がなされ、権利侵害にあたらないとする一定の根拠が示された場合には、訴訟以外では開示を行わない傾向にあります。 従って、発信者の不同意に限らず、民間相談機関に相談した結果を踏まえて任意の開示を行った場合は、「権利侵害が明らかである事、及び開示に対するアクセスプロバイダの責任が問われない事、などが担保される」仕組み作りが必要と思われます。 【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】	
意見 8-8 過失誤開示が通秘侵害罪とならない旨をガイドラインの追加に賛成。 また、プロバイダによる任意開示促進の観点より、過失による任意開示については、通信の秘密の侵害に係る刑事上の処罰対象とはならないという一般的な解釈について、ガイドライン等に明記する点は重要と考えられる。 【ヤフー株式会社】	考え方 8-8 賛同の御意見として承ります。
意見 8-9 裁判所で判断がなされるべき。 発信者の特定に必要な情報が開示される前に、裁判所による法的手続を経ることで、恣意的な開示が未然に防止されることを期待しています。また、法的手続きに基づいた開示を通じて、データを保有する事業者は利用者に対する説明責任を果たすこともできていましたが、裁判外での開示を過剰に求めることによって、このような責任を損ねることになりかねないと考えます。 要件の明確性が確保されたとしても、裁判外での開示においては、裁判所による司法審査を経ていない以上は、法的に確定的な発信者の権利利益と被害者の権利利益のバランスを実現することが容易ではない場合もあると考えます。 裁判所外での開示では、裁判所が中立的かつ独立した第三者の立場から、個別の事案を評価した上で必要な開示情報の範囲を個別に決定することによって、開示情報が濫用されたり、データを保有する企業が過剰に情報を開示してしまうことを防止するといったメリットが損なわれることがあると考えます。 【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】	考え方 8-9 いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
裁判外の開示の促進については、現実的に実現することは著しく困難であり、政府が任意開示を促進することには反対である。 すなわち、発信者情報は個人情報であり、海外の多くの国では、個人情報については開示要件を厳格にしてプライバシー保護を図っているため、仮に日本法において裁判外での開示が促進されたとしても、海外事業者の場合、自国法との関係で開示が困難であるという状況には変わりない。この点については海外の法令の適用を受ける国内事業者も同様である。裁判外の開示の促進は、日本法の改正だけでは解決できない問題であることを認識する必要があると考えられる。	

むしろ、日本法において安易に開示を促進した結果、プロバイダはあくまで法令（海外事業者の場合は自国法も含む）を遵守し、個人情報管理しているにすぎないのに、日本国内においては「被害者からの任意開示要請に応じない悪質な事業者」として、批判の対象となる危険性がある。このような状況は、海外事業者にとっては日本国内でのサービス展開を委縮するには十分なものであり、結果として優良なサービスが日本国内では提供されないといった不利益も生じかねない。 そもそも、違法な情報か否かの区別は、高度な法律判断であり、プロバイダにとっては非常に困難な場合が多く、最終的には、司法の場で裁判所によって法的に判断されるべき性質のものである。このような性質に照らしても、発信者情報開示は任意開示には適しておらず、これを促進されても事業者としては対応に苦慮するだけである。 なお、研究会の案では、民間相談機関の充実やガイドラインの記載の充実化を方策として挙げているが、民間相談機関の相談結果が正しい保障はないし、ガイドラインに過去の事例をいくら列挙しても、問題となっている情報が違法なものであるかどうかを直截的に示すものではなく、あくまで最終的に事業者の判断が必要になることには変わりはないため、任意開示を促進するような効果は期待できない。 【個人】	
意見 8－10 その他、裁判外開示に関する御意見。	考え方 8－10
「例えば、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続きにおいて要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなど」のような取組が有用であることは認めますが、特に権利侵害の中でも人格権侵害系のものは、投稿記事内容のバリエーションが無限大といってよく、また、侵害の有無の判断に主観が入りこむ余地が大きい（裁判官でさえ、同じような投稿記事でも判断が分かれることがあります）、任意開示の促進に寄与するかは未知数と考えます。 開示が誤っていた場合について法的な免責の仕組みを導入することが難しいにしても、民間相談機関に相談した結果を踏まえて任意開示に応じたら事実上責任を問われる可能性がほぼないといった、民間相談機関の権威付けが必要ではないでしょうか。 また、現状、主要なアクセスプロバイダの多くが、原則、訴訟で請求を受けない限り開示に応じないという姿勢を維持している中で、一つのプロバイダが突出して任意開示に応じる基準を緩めるのは難しいように思われます。容易に任意開示に応じる（会員情報を容易に開示する）プロバイダという風評が広まることの営業リスクもあると考えます。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
少なくとも ISP 事業者の場合、裁判外の開示に応じられない事例は、ISP 事業者にとって権利侵害が明らかでないために、やむを得ず裁判所に判断を委ねている事例です。	

権利侵害の明白性について、民間相談機関やガイドラインの充実なども、裁判外の開示を増やす効果があると考えられますが、それでも発信者への意見照会において不同意の回答がなされ、権利侵害にあたらないとする一定の根拠も示されている場合などは、それを ISP の判断で覆して「権利侵害が明らか」とすることは難しいです。

なお、過失により発信者情報を誤って開示してしまった場合に刑事上処罰されることはありませんが、過失による通信の秘密侵害（典型的には漏えい事案）は行政処分の対象ですし、過失による通信の秘密侵害を恐れずに行動することを電気通信事業者に促すことは、政策的にも少し難しいように思います。

【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】

そもそもコンテンツプロバイダが投稿時 IP アドレスやログイン時 IP アドレスを開示しても、そのことにより発信者に何らの不利益も生じないのだから、表現活動に対する萎縮効果など生じないのだから、この段階で判断を誤ったとしても責任を負わせる合理的な理由がない。また、開示請求者から提出された資料と、発信者から提出した資料とを見比べて、なるほど開示請求者がその権利を侵害されたと考えるのは無理もないというような情報を発信してしまった以上、当該発信者は開示請求者から訴訟の提起を受けることは甘受すべきであり、そのような運用をしたからといって、真つ当な表現活動が萎縮するとも思われない。名誉毀損を例にとると、当該投稿が開示請求者の社会的評価を低下させるような事実の摘示を含む場合に、発信者側が提出した資料からは当該摘示事実が真実であるとの確信が得られなかったときに、アクセスプロバイダが発信者情報を開示することに問題があるとも思われないし、発信者側が提出した資料の評価が裁判所と異なった結果開示請求者の発信者に対する損害賠償請求訴訟が請求棄却判決で確定したとしても、アクセスプロバイダに損害賠償責任を負わせるのが適切だとは思われない。

【個人】

判断を誤って開示したことの免責規定を設けることよりも、開示しないことの免責規定が存在していることのほうが問題だと考えています。

すなわち、プロバイダ責任制限法第 4 条第 4 項に定められている「故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない」との免責規定です。

このような規定があれば、裁判外での任意開示が促進されるわけがないと考えますが、いかがでしょうか。表現活動に対する萎縮効果を望むものではまったくありませんが、翻って、匿名性の高さが侵害行為を助長している側面にも目を向けていただきたいです。

権利侵害者の特定に至り、本人に侵害行為の背景を問うと、「まさか特定されるなんて思っていませんでした。匿名だから逃げ切れると思っていました」との弁を耳にすることを多く経験しています。

また、侵害情報の削除措置のみに止めていたところ、削除から約 2 年後に再び同様の侵害行為に及ぶといっ

た悪質な事例にも遭遇しています。

これらは匿名であることから侵害行為の責任追及がなされないものと誤認しているものであり、残念ながら匿名性は責任意識の希薄化を招来してしまう性質があり、侵害行為を助長している側面があると考えます。

【株式会社東洋経済新報社】

その他	
意見 9-1 ヘイトスピーチに関する御意見	考え方 9-1
現行法制度では被害者がほほ泣き寝入りを強いられる不備があるのだから、被害者救済のための是正が必要との視点を基本に置くべきである。そのうえで、過度の規制にならない様考慮する必要がある。 ネット上の「誹謗中傷」一般対策ではなく、中でも、国籍、性別、障がいなどの属性にもとづき相手を人間として扱わず攻撃するヘイトスピーチは、対象となった個人・集団と社会に深刻かつ広範な被害をもたらすネット上のヘイトスピーチを、誹謗中傷の中の一類型として明確化し、定義規定を設けて対策策すべきである。ネット上を含めたヘイトスピーチ被害が重大なので、2016 年にはヘイトスピーチ解消法ができ、さらに附帯決議にはインターネット対策すべきことが明記されているが、それがこれまで対策されていない。 「誹謗中傷」は法律用語ではなくあいまいであり、過度の表現規制や濫用を防止するためにも、何が規制の対象となる表現なのか、名誉毀損、侮辱、脅迫、差別的言動、プライバシー侵害などに違法類型化し、それぞれについて定義規定を置き、具体例や判断基準をガイドラインで示すべきである。なお、具体的な定義の内容については、弁護士、研究者らでつくる「ネットと人権法研究会」で定義規定を含む包括的な「インターネット上の人権侵害情報対策法」のモデル法案を作成し、公表したものを添付したので参考にしてほしい。 プロバイダーが任意開示に消極的なのは、違法性の判断が容易ではないからであり、任意開示を進めるためにも、いかなる表現が違法なのか、可能な限り明確でわかりやすい定義規定とガイドラインをおくことが重要である。 利用者に対しても、何が違法な表現なのか知らせることは、教育的意味も重要であり、抑止効果がある。たとえばヘイトスピーチ解消法で 2 条に定義規定をおいた結果、ヘイトデモ・ヘイト街宣において、その定義規定に明確に違反する言動の割合が明確に減少した。 【弁護士】	御意見として承ります。
現在のものを見ると、インターネットにおける「誹謗中傷」しか扱われていない。それだけではなく、差別的言動＝ヘイトスピーチも誹謗中傷の一つとして明確化しうえて対策をして欲しい。2016 年に施行されたヘイトスピーチ解消法の附帯決議において、インターネット上のヘイトスピーチも対策することが明記されている。具体的には、規制対象としてヘイトスピーチの定義規定を入れて違法ととすべきである。定義規定をおくことが「表現の自由」の過度の規制防止策にもなる。また、違法と明記することでプロバイダーが対応せざるを得なくなると考えられる。 【個人】	
意見 9-2 啓発などその他の手段も重要という御意見	考え方 9-2

また、制度課題の改善検討はもとより、被害者・プロバイダ等の関係者といった国民全体の利益のため、インターネット上の権利侵害そのものの減少に向けた普及啓発等の対策が今後一層必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
「被害者」と「適法な情報発信を行っている者」を取り上げているところ、「権利侵害となる情報発信を行っている者」であっても、興味本位や単なる噂に基づく、「気軽な」情報の発信（リツイートを含みます）も多く見られ、そもそも書き込み等を行う段階で発信者が一度冷静になって発信した場合にどのような結果を招くか考える機会があればそもそも書き込みが行われまいであろう可能性にも留意すべきだと考えます。 一旦権利侵害情報が流通した場合、被害者、裁判所、警察、アクセスプロバイダ等が対応する社会的コストは非常に大きく、発信者各個人が自重した場合に得られる目に見えない利益もこれに比して大きいことに留意し、そのために必要な啓発活動、書き込み時の注意喚起の実施等の手当ても検討すべきものと考えられます。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	
発信者情報開示の制度には、被害者の救済のために十分機能していない点もあり、その改善が必要なことに全く異論はありません。当協会も、プロバイダ責任制限法ガイドライン検討協議会などの場を通じて、実際に開示請求に対応する現場の感覚をもとに、改善のために引き続き努力してまいります。 昨今、SNS での誹謗中傷問題に関連して、発信者情報開示の制度についても関心が高まっています。発信者情報開示は、すでに看過できない被害が生じてしまった後に事後的に権利を救済する手段にすぎないことをふまえ、より早い段階での対応である、権利侵害情報の迅速な削除や、利用者への啓発など、政策全体で調和のとれた総合的な対策を進めていくように要望します。特に利用者啓発は被害そのものの抑制につながることから、幅広い世代の国民に対し、継続的に行うことが必要と考えます。 SNS などでの個人の情報発信は、住所氏名を明かさずにできるからこそ、活発に行われています。インターネットでの匿名の情報発信は表現の形態として広く受け入れられ、民主主義や新たな文化を支える段階に達しています。 匿名性の悪用に対してきちんと責任を追及することは重要ですが、そのことに傾くあまりに、匿名での情報発信そのものを萎縮させることのないよう、くれぐれも配慮した進め方をしてくださるよう、重ねてお願いします。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
インターネット上の誹謗中傷への対応は、発信者情報開示制度の見直しによってのみ諮られるべきものではなく、さまざまな有効な手法が存在することに留意すべきである。被害者救済の必要性から通信の秘密やプライバシーを犠牲にした新たな裁判手続きを創設することは妥当ではなく、たとえば、ICT 技術を利用した誹謗中傷情報の発見・対応支援、発信者側の啓発、被害者支援方策の充実等の総合的な手段によって、効果的な	

被害の軽減を目指すべきである。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
意見 9-3 発信者情報開示の適用関係に関する御意見	考え方 9-3
来訪者へのサービスとして、Wi-Fi を提供している店舗や施設、地方自治体等、電気通信事業法に基づく登録や届出は不要とされている事業者は、発信者情報開示請求の対象となるのかを明確にして頂きたい。 【情報セキュリティ大学院大学 湯浅研究室 有志一同】	電気通信事業法（昭和五十九年法律第86号）に基づく登録や届出は不要とされている事業者であっても、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律137号）第4条に定める開示関係役務提供者に該当する場合は、発信者情報開示請求の対象となります。
意見 9-4 発信者情報開示の実情に関する御意見	考え方 9-4
弊社は2000年創業の芸能事務所です。 古くは「5ちゃんねる」や「爆サイ.com」のような匿名掲示板や、「Twitter」「Instagram」のようなSNSでの誹謗中傷や、本人になりすまして貶めるような情報を書き込む悪質なアカウント、トレンドブログのような出身校や住居を特定して公開するサイトによる被害を多く受けています。 これまでは各対応にかかる労力やコストの大きさから泣き寝入りすることが多かったですが、昨年末より本格的に対応を始めています。 昨年末より、弊社で対応している実数を公開します。 ●対応をすべきと判断したサイトやコメントの件数は142件 ●削除などの対応を求めて削除された件数は58件 ●発信者情報開示請求手続きのための準備を進めている件数は24件 本研究会の検討により、発信者情報開示に係る労力・コストが減ることを望んでいます。 【株式会社プラチナムプロダクション】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 9-5 事業者による本人確認が必要。	考え方 9-5
海賊版サイトとの関係において発信者情報開示制度が実効的であるための方策としては、各特定電気通信役務提供者において、本人確認を徹底することも有効であると考えます。発信者情報開示制度では、誰かは発信者	御意見として承ります。

の特定に足る情報を保有していることが前提となるが、少なくとも海賊版サイトに関しては、現状、発信者の特定に足る情報を保有している事業者に至る前に発信者情報開示の連鎖が途切れてしまうことがほとんどである。

もし連鎖の過程におけるより上流側の事業者（侵害情報が発信されているウェブサイトに関して公開されている whois などの情報を元にして容易に知りうる事業者。）において本人確認を徹底し、いざ侵害情報が発信された場合に適切な開示が行われるのであれば、発信者情報開示の連鎖はより短くなり、制度としての実効性は向上する。

例えば、以前巨大海賊版サイトに関して、当該サイトに CDN サービスを提供していた事業者に対するアメリカでの情報開示制度によって運営者情報を取得することができた旨報道された。

CDN サービスを利用しているウェブサイトについて whois 情報を確認すると、CDN 事業者の名称が確認できる。その意味において、CDN 事業者は最も上流側に位置する事業者であると言えるが、もし CDN 事業者において本人確認を徹底し、契約者情報を取得していれば、それ以降の順次発信者情報開示の連鎖を辿る必要はなくなり、前述したような発信者情報開示制度の問題点の多くは解決する。

CDN サービスは大量のデータを安定的かつ高速に配信するためのサービスであり、現在多くの海賊版サイトにおいても利用されている（前述した、日本からのアクセスの多い海賊版サイト上位 10 サイトのうち、半数以上は CDN サービスを利用している。）。大量の発信行為を可能とする CDN サービスがひとたび違法な発信行為に利用されれば、大規模な権利侵害情報が拡散される結果となる。このような CDN サービスの性質に照らすと、CDN サービスの利用に際して本人確認を要求するような仕組みを構築できれば、違法な発信行為にサービスが利用されることの抑止となり、サービスの健全性の向上に資するとともに、いざ権利侵害情報が発信された場合における発信者情報の特定にも資するものと思料する。

現在は、発信者の氏名や住所といった発信者を特定するに足る情報を保有している事業者が限定されている上、それらの事業者にたどり着くまでに発信者情報開示の連鎖が途切れてしまうという問題がある。この点を改善し、より多くの、かつ、より表層側の事業者において本人確認を徹底し、発信者を特定するに足るだけの情報を保有しておくことは、発信者情報開示制度の実効性を確保する上で、有用である。

【漫画海賊版サイト対策会議弁護団】

発信者がログインを不要とする公衆無線 LAN によりアクセスを行った場合、被害者は、発信者情報開示請求を行っても有効な情報が得られないのが現状です。「第 1 回公衆無線 LAN セキュリティ分科会（平成 29 年 11 月 24 日）資料 1-2」でも指摘されている通り、中には、権利侵害目的で故意に公衆無線 LAN を利用している発信者も存在することから、アクセスプロバイダに対し、公衆無線 LAN へのアクセスについても発信者情報の取得を義務付けることを検討いただきたくお願いいたします。

また、権利侵害の被害者がその職務に関連したことで損害を被った場合は、当該被害者のみならず、当該被害者が属する法人等も実質的に被害を被っています。従いまして、当該法人も実質被害者として発信者情報開示を請求できるような制度を設けていただくと、当該法人にも被害回復の機会が得られ、かつ被害者個人の負担も軽減されるものと思います。 【株式会社KADOKAWA】	
意見 9-6 意見照会に期限を設けるべき	考え方 9-6
発信者への意見照会における期限について、条文上では定められていないものの、ガイドラインでは2週間が目安とされています。 従って、請求者の立場からすると、プロバイダ内での事務手続に要する時間を踏まえても、請求日から、およそ1カ月程度で可否が明瞭になるのではないかと期待するわけですが、この点、プロバイダによって対応が異なると言わざるをえません。 たとえば、請求書面の書式不備があるとの指摘を受けるまでに1カ月も要した事案がありました。そもそもそれが書式不備といえるか疑問を抱いてしまうような指摘であり、ましてや、こちらから状況確認の連絡をして初めてそのような返答がある有様でした。 もちろん、発信者情報開示という性質上、権利侵害の明白性の判断を慎重に行うために時間を要することは理解いたしますが、それを考慮したとしても、何かしらの目安を設けていただきたいところです。 【株式会社東洋経済新報社】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 9-7 特定電気通信の要件の撤廃をするべき	考え方 9-7
現在、特定電気通信の要件は、電子掲示板等に請求の対象を限定するものでしかなく、少なくとも今日意義はない。特定電気通信の要件の撤廃をするべきである。 【弁護士】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 9-8 アクセスプロバイダへの開示請求の場面における発信者の特定の問題に関する御意見	考え方 9-8
家族等でインターネット回線を共有、シェアハウスやマンション一棟で IP アドレスを共用、一時的に電話機を使用したなどのケースもあり、裁判手続きまたはその他において開示された情報が、すなわち、加害者であるとの断定がなされないような記述が必要である。（「未成年や無職の家族がやったから」という免責を認めるという趣旨ではない）特に、本裁判において、その点についての再度の事実確認がなされないことはあってはならない。（仮処分等の事前の手続きにおいては、本裁判の加害者とされる人物に事実上の反証機会がないことに注意。） 【エンターテインメント表現の自由の会】	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
意見 9-9 被害者に代わり地方自治体が発信者情報開示請求を可能にすべき	考え方 9-9

被害者救済のために地方公共団体も発信者情報開示請求を行なうことができるよう、プロバイダー責任制限法改正などの包括的な法整備をなされる必要がある。大阪市の国に対する「インターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対応について（要望）」（2018年3月22日付）に応じて対策を取って欲しい。 【個人】	御意見として承ります。
意見 9－10 文言修正の指摘	考え方 9－10
「IP アドレスを割り振った」の記載があるが、他の箇所はすべて「割り当てた」の記載となっており、同じ意味であれば用語は統一したほうが良いと思います。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	御指摘を踏まえ、「割り当てた」と修正させていただきます。
・ 2 ページの脚注 1 の 1 行目「以下、」は「以下」のほうがよいと思います。本文の記載の例と同様に。 ・ 4 ページの 2 行目「みだりに用いてはならない」は、「みだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないこと」としたほうがよいと思います。21 ページの 2 行目の記載例と同様に。 ・ 4 ページの 3 行目「3 項」は「第 3 項」の誤記ではないか？ ・ 8 ページの 12 行目「弁護士法」の法律番号の記載が漏れています。 ・ 13 ページの 1 行目「以下、」は「以下」のほうがよいと思います。他の箇所の記載の例と同様に。 ・ 23 ページの 2 行目「「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は「「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（総務省告示）」のほうがよいと思います。25 ページの最下行から上に 3 行目の記載例と同様に。 ・ 25 ページの 13 行目「不真面目な」は曖昧性をもつ文学的な用語であり本報告書の記載内容としては適当ではないと思います。 ・ 25 ページの最下行から上に 6 行目「本中間取りまとめ」は「本中間とりまとめ」の誤記ではないか？ ・ 25 ページの最下行「省令改正ほか」は「省令改正によるほか」のほうがよいと思います。27 ページの 1 行目の記載に対応させて。 ・ 26 ページの 9 行目「最終取りまとめ」は「最終とりまとめ」の誤記ではないか？ 【個人】	御指摘を踏まえ、一部修正させていただきます。
「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした連絡先の登録」とあるのは、いわゆる 2 段階認証のことを指していると思われるが、これは「連絡先」として登録するものではない。利用者は、2 段階認証のために携帯電話番号を入力することで、その電話に「連絡」が来るとは承知していない。2 段階認証用の携帯電話番号を「連絡」に用いることは著しい目的外利用であり問題が大きい。米国では Twitter 社が 2 段階認証用の電話番号を広告の識別用にしたことを FTC が問題視していると報じられている。そのような目的外利用	御指摘を踏まえ、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした電話番号の登録が一般化しつつあり」と修正させていただきます。

が横行すれば、2段階認証の利用を忌避する利用者を増やすこととなって、全般のセキュリティレベルを低下させる危険がある。発信者情報開示のためであれば使用して構わないというのが国際世論として共通認識なのか確認すべきである。少なくとも、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした連絡先の登録」の「連絡先の登録」との記載は事実誤認の誤りであり、「連絡先」以外の言葉で説明するよう修正しなければならない。脚注 10 に「コンテンツプロバイダがユーザの登録者情報として電話番号を保有しているケース」との記載があるが、そのような利用者の認識として「登録者情報」（利用者情報、連絡先）として登録している場合と「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした」入力とが混同して記載されている。これらは区別して記載すべきである。

【個人】